

係員 統計係長 市民協働係長 広域行政係長 企画調整係長 行政経営対策監 企画課長

監査事務局から制度統括課として
指導して欲しい旨、依頼があった。
このとおり、所管課にメール通知
したい。

公の施設各所管課室長

事務連絡
平成20年2月〇日

2/5
メール着
戸高

企画課長

公の施設「利用料金制度」に係る承認手続き等の徹底について（お願い）

日頃から公の施設の指定管理者制度の運用等にご協力頂き、ありがとうございます。
さて、本市においては「利用料金制度」を導入している施設が現在39施設あります。
この施設利用料金につきましては、地方自治法により指定管理者が当該自治体の承認を受けた上で定めることとなっていますが、現在、市内各施設において、この承認手続きが実施されていない状況にあります。
つきましては、利用料金制度を導入している施設又は導入予定の施設の所管課においては、下記のとおり手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 承認手続きの方法

手続きには「承認申請書（兼）承認書」の様式を使用してください。
（様式例は、庁内LAN「共有掲示板」⇒「通知・調査文書」に掲載しています。）

- (1) 指定管理者から市に対しての承認申請書の提出
指定管理者が様式（上部）にて利用料金案を作成し、申請する。
- (2) 申請に対する市の承認書の交付
(1)の申請に対し、様式（下部）にて承認を与える。

※【承認の基準】

地方自治法上、特段の規定は無いので、各施設設置条例規定等に基づき判断することになる。ただし、本制度は料金決定にある程度指定管理者の主体性を認めようとするものであるため、条例規定等に反しない限り、原則として承認を与えるべきものである。

2. 承認手続きの時期

- (1) 現在、手続を行っていない施設
平成20年度年度協定締結時に併せて行う。
その後は、毎年度行う必要は無く、基本協定締結時に併せて行う。
（※指定期間途中に指定管理者側が料金変更を行う場合は、その都度手続を行う。）
- (2) 現在、手続を行っている施設
次回の基本協定締結時に併せて行う。

20年
日付けは、4月1日付で良い（と協議）
※基本的には協定とは別に行うので

【文書取扱】

市民協働係 高久、安田
（内線3030、3031）

延岡市〇〇センター利用料金承認申請書

年 月 日

延岡市長

申請者 住所
団体名
代表者氏名 印

次のとおり、延岡市〇〇センターの利用料金について承認を受けたいので申請します。

1. 承認申請事項

区分（施設・設備名）	単位	金額	条例限度額	備考

2. 申請理由

3. 適用開始日 年 月 日から

(注) 必要に応じ、関係書類を添付してください。

指定管理者様

文書番号
年 月 日

延岡市長 印

延岡市〇〇センター利用料金承認書

上記の申請を承認します。

注意事項

指定管理者は、当該利用料金を市民に公表してください。

公の施設指定管理者導入施設について

(延岡市)

平成19年4月1日現在









所管課	施設数	指定管理者制度導入施設名	指定管理者名	始期	終期	年数	募集状況	利用料金制度
企画課	3	島野浦島開発総合センター	島浦町区	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市川中コミュニティセンター	延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会	平成19年4月1日	平成24年3月31日	5	1	○
		延岡市岡富コミュニティセンター	延岡市岡富コミュニティセンター管理運営委員会	平成19年4月1日	平成22年3月31日	3	2	○
高齢者対策課	7	北老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	×(使用料)
		南老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	×(使用料)
		恒富地区高齢者コミュニティセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3	1	×(使用料)
		延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人 ミツ葉会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市岡富デイサービスセンター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人 千寿会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市養護老人ホーム	社会福祉法人 みのり会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
児童家庭課	6	緑ヶ丘児童館	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	1	×(使用料)
		旭児童館	学校法人 純心学園	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	×(使用料)
		延岡市母子生活支援施設ファミリーハイツ	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	1	×(使用料)
		延岡ライトハウス盲人ホーム	財団法人 延岡愛盲協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	1	×(使用料)
		延岡市点字図書館	財団法人 延岡愛盲協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	1	×(使用料)
		まちなかキッズホーム	NPO法人延岡市子育て支援協議会	平成18年4月1日	平成24年3月31日	5	1	○
健康管理課	3	延岡市立島浦診療所	島浦町区	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10	1	×(使用料)
		延岡市夜間急病センター	社団法人延岡市医師会	平成16年7月1日	平成26年3月31日	10	公募しない	×(使用料)
		余熱利用健康施設ヘルストピア延岡	株式会社 ヘルストピア延岡	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10	1	○
農林課	3	延岡市舞野地区多目的研修センター	舞野地区多目的研修センター運営協議会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3	公募しない	○
		延岡市家畜排泄物処理センター	有限会社 延岡地区有機肥料センター	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市農産加工研修センター	延岡市農村婦人研修センター運営協議会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
農村整備課	2	延岡市東海コミュニティセンター	延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3	4	○
		黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	黒仁田生産組合	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	×(なし)
商業観光課	2	延岡市須美江家族旅行村	須美江家族旅行村管理協会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3	1	○
		延岡市共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	×(なし)
社会教育課	1	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター	一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3	公募しない	○
文化課	2	延岡総合文化センター	財団法人 延岡総合文化センター	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市公会堂『野口記念館』	財団法人 延岡総合文化センター	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
北浦総合支所地域振興課	2	浜木綿村	北浦総合産業株式会社	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		未越レジャーパーク	北浦総合産業株式会社	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
北浦総合支所地域振興課	1	北浦町デイサービスセンター	社会福祉法人千寿会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
北方地域振興課	6	三槇生活改善センター	板下区	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		横峰生活改善センター	横峰区	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市北方中部地区集落センター	川水流区	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場	上鹿川観光組合	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市E T Oランド速日の峰	財団法人 速日の峰振興事業団	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市高齢者活動促進施設	板下老人クラブ	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市北方健康福祉センター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
北方福祉保健課	4	延岡市北方デイサービスセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市曾木デイサービスセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市北方母子健康センター	二股区	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市農産物直売・食材供給施設	財団法人 速日の峰振興事業団	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
北方農林課	3	延岡市農林産物集出荷貯蔵施設	延岡農業協同組合	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市下鹿川林業者健康増進用建物	下鹿川区	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
北方教育課	1	延岡市北方南部地区体育館	曾木区	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
北川町地域振興課	1	延岡市道の駅北川はゆま	(株)北川はゆま	平成18年9月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市ホテルの里休暇村	(株)北川はゆま	平成18年9月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市祝子川温泉美人の湯	尚祝子川温泉美人の湯	平成18年9月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
北川農林課	1	延岡市祝子川森林レクリエーション施設	祝子川財産管理組合	平成18年9月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
		延岡市北川鏡山牧場	北川町畜産公社	平成18年9月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	×(なし)
北川福祉保健課	1	延岡市北川老人福祉館	延岡市社会福祉協議会	平成18年9月1日	平成23年3月31日	5	公募しない	○
計	52							

日付：平成20年2月1日

ダウンロード

○地方自治法第244条の2

- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

					課 所 名	管 財 課		
起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類		番 号	保存種別	廃 棄	
平成17年 6月14日	平成 年 17.6.20 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助 記	第 種
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者					決 裁 者	
						総務部長	助 役	市 長
	管財課長  Tel.2351							
発信番号 (第 号)								
施 行 平成 年 月 日								
あて先		合 議 者						
		課 員	財産係主査	副主幹兼管理係長	課長補佐兼財産係長			
発信者名								
文 書 取扱主任	公 印							
		意見						

件 名 指定管理者制度移行に係る当面の方針（案）について（伺）

(H17 7/27. 共有掲示板に搭載。)

(別紙 枚)

平成15年9月2日に地方自治法の一部が改正され、現在「管理委託制度」により施設の管理運営を行っている公の施設につきましては、平成18年9月1日までに、市が直接運営を行うか、市が指定した指定管理者へ管理の代行をさせる「指定管理者制度」への決定並びに、制度の移行を行わなければなりません。

これに基づき本市では、平成18年4月を制度移行への目標と定め、現在公の施設を所管している課所において、事務を進めているところであります。

「指定管理者制度」移行への事務を進めるにおいて、本市における基本的な方針を定める必

要があることから、別紙『指定管理者制度移行に係る当面の方針について』（案）を作成しましたので、今後は、『当面の方針』に基づき事務を進めていきたいと思いますが、よろしくお伺いします。

記

1. 名 称

「指定管理者制度移行に係る当面の方針」（案）

※参考書式

- ① 募集要綱（参考例）
- ② 施設管理仕様書（参考例）

指定管理者制度移行に係る当面の方針(案)

目 次

I. はじめに	・・・ 1
II. 指定管理者制度とは	・・・ 1
III. 指定管理者制度への移行にむけて	・・・ 2
1. 指定の手続に関する条例の制定について	・・・ 2
2. 指定管理者の選定前の手続	・・・ 3
3. 指定管理者の公募並びに申請の受付	・・・ 4
4. 利用料金に関する事項	・・・ 5
5. 指定管理者に支出する委託費の額に関する事項	・・・ 6
6. 指定管理者候補者の選定	・・・ 6
7. 議会の議決	・・・ 7
8. 指定の公告	・・・ 7
9. 協定に関する事項	・・・ 8
IV. 指定管理者移行後の事業内容の点検	・・・ 8

参 考

(各種様式)

- | | |
|-------------------|------------|
| ・ 指定申請書 (案) | ・ 指定管理者の指定 |
| ・ 事業計画書 (参考例) | ・ 事業報告書 |
| ・ 収支予算書 (参考例) | ・ 収支決算書 |
| ・ 指定管理者の指定の公告 (案) | |
| ・ 募集要綱 (参考例) | |
| ・ 仕様書 (参考例) | |

指定管理者制度への移行に係る当面の方針

I はじめに

この、「指定管理者制度移行に係る当面の方針」は、平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理について「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ制度が改正されたことから、公の施設の効果的な運用に向けて、市としての基本的な考え方を定めたものです。

II 指定管理者制度とは

<改正の経緯>

公の施設については、自治体が管理を外部に委ねる場合は、これまでは公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていました。しかしながら、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、現在管理の委託を行っている公の施設についても、法施行後3年以内に「指定管理者制度」に移行する必要がある旨の規定がされたことに伴い、本市においては、平成15年12月に「延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例」を施行し、指定管理者制度への手続を決定したところであります。

<制度の概要>

指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体（その対象には民間事業者を含む。（個人は除く。））に公の施設の管理を行わせるものです。

<制度導入の目的>

指定管理者制度は、公の施設に対して多様化・複雑化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用し、住民サービスの向上を図り、合わせて経費の削減等を図ることを目的とするものであります。

<制度移行の時期>

すでに管理委託を行っている公の施設については、改正地方自治法で定められた経過措置期間が終わる平成18年9月1日までに、直営で行うか、第三者に管理を行わせるのかを決定し、第三者に管理を行わせる場合は、指定管理者の指定、設置条例等の改正等について議会による議決が必要であります。

上記内容並びに、手続事務の流れを勘案し、本市としては、平成18年4月1日か

らの移行をめざします。

また、現在直営で管理している公の施設については、管理経費、市民サービス等の観点から指定管理者による管理を十分に検討する必要があります。

従来の管理委託制度と指定管理者制度との主な相違点

	管理委託制度（従来） 地方自治法改正前	指定管理者制度 地方自治法改正後
市の施設の管理を行わせることができる者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の出資法人うち一定の要件を満たすもの（1/2等の出資等） ・ 公共団体 ・ 公共的団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く） ・ 議会の議決を経て指定
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の管理権限の下で契約に基づき、具体的な管理の事務・業務を管理受託者が執行。 ・ 施設の管理権限及び責任は、施設の設置者である市が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の指定を受けた指定管理者が、施設の管理を代行する。 ・ 条例に基づき指定管理者も、使用の許可を行うことができる。 ・ 市は、指定管理者に対して、必要に応じて指示等を行う
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託する旨 ・ 受託者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の手続 ・ 業務の具体的範囲 ・ 管理の基準 等
市と管理者との関係	委 託 契 約	指 定（協 定）

Ⅲ 指定管理者制度への移行にむけて

1 指定の手続に関する条例の制定について

本市においては、平成15年12月に「延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例」を施行し、指定の手続の関する基本的な事を定めています。

2 指定管理者選定前の手続

公の施設を指定管理者に管理させる場合は、あらかじめ、「延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例」に基づき指定管理者の選定を行い、市議会での議決を経て、指定管理者を指定することとなりますが、その準備作業として、下記の項目の作業が必要となります。

(1) 選定基準の決定

公の施設の設置の目的を効果的に達成するためには、より良い管理者を選ばなければなりません。指定管理者を選定する際の選定基準は、施設の設置目的、管理形態等を勘案し、次に掲げる事項が考えられます。

- ① 市民の平等な利用が確保されること
- ② 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること
- ④ 個人情報の取扱いを適正に取り扱う体制が整備されていること
- ⑤ 法令（条例を含む）の規定を遵守し、適正な管理ができること
- ⑥ 施設を管理する上で必要な許認可証を有していること

※選定基準を決定することで、指定管理者としての資格等及び事業計画書に記載させる事項が明確になります。

(2) 管理基準並びに業務範囲の決定（条例事項）

各施設によって管理の基準及び業務の具体的範囲等について状況が異なることより、指定管理者制度への移行をすることとした場合においては、各施設毎に次の事項について個別に条例で定めることが必要となります。（指定管理者の指定議案と同一議会に上程）

- ① 管理の基準の決定（休館日、開館時間、使用制限の要件、個人情報の取扱、緊急時対策、その他）
- ② 業務の範囲の決定（使用許可、使用料(利用料金)の収納、その他）

(3) 指定期間の設定

指定期間は、サービスの安定性、継続性を確保する一方、長期固定化による弊害を排除するように配慮し、各施設の状況により各所管課にて設定します。

ただし、無期限ということはありません。

(4) 募集要綱及び仕様書の作成

各施設所管課において、募集要綱並びに、各施設ごとに業務内容を詳細に記載した仕様書を作成することになります。

- ※ 記載する事項
- ① 施設に関する情報（施設の概要・指定期間・委託費等）
 - ② 指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲
 - ③ 申請者の資格や選定基準等

3 指定管理者の公募並びに申請の受付

(1) 公募

1. 原則として、公募とします。

（関係法令や施設の性質等による特別な理由があるときは、募集要件（範囲）を限定して募集する方法をとることができます。）

公募の期間は、1か月程度とし、公募にあたっては、公告、広報紙、ホームページなど幅広い広報手段を活用すること。

なお、公告内容については下記に掲げる事項とします。

- ① 公の施設の概要（名称、所在地等）
- ② 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ③ 指定期間
- ④ 指定管理者に必要な資格
- ⑤ 指定申請書、施設管理事業計画書、その他申請に必要な書類及びその様式
- ⑦ 指定申請書の提出期限及び提出先

2. 公募によらない場合の措置

公募によらず候補者を選定する場合においては、募集公告等を行うことは要しないが、それ以外については、公募の場合と同じ事務手続をおこなうこととなります。

※ 参考：延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第2条
（指定管理者の指定の申請）

※ 第2回目の指定管理者の選定にあたっては、原則公募制への移行を目指します。

(2) 申請者の資格

申請者の資格には下記のようなことが考えられます。

- ① 市内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない法人等であること。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- ④ 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づく更正又は再生手続をしていない法人等であること。
- ⑤ 延岡市及び宮崎県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止、指名回避等の措置を受けていない法人等であること。
- ⑥ 市税を滞納していない法人等であること。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。
- ⑧ その他市長が必要と認めること。

(3) 申請

指定管理者として指定を受けようとする団体は、指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければなりません。

- ① 施設管理事業計画書（様式第 2 号 参考例）
- ② 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- ③ 法人にあたっては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- ④ 法人でない団体にあつては、当該団体の役員名簿
- ⑤ 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- ⑥ 管理を行う公の施設に関する業務の収支予算書（様式第 3 号 参考例）

※なお、施設に応じて必要な書類を追加するものとします。

4 利用料金に関する事項

市が適当と認めるときには、利用料金制（公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として收受する制度。ただし、原則として、条例で定める利用料金額の範囲内で、指定管理者が自治体の承認を受けて利用料金を定める。）をとることができます。（地方自治法第 244 条の 2 第 8・9 項）

ただし、この場合も、公の施設の設置条例の中にその基本的な枠組み（利用料

金の金額の範囲、算定方法等)を定める必要があり、かつ自治体の代表者である市長の承認が必要ですから、指定管理者が自由に利用料金を設定できるわけではありません。

「適当と認めるとき」とは、一般的には施設の性格、設置目的からみて収支採算が相償うような運営をするのに適した施設が考えられるが、具体的には当該施設の性格、その有効な活用及び適正な運営並びに指定管理者に係る会計事務の効率化の観点から総合的に判断することになります。

また、「公益上必要があると認める場合」には、指定管理者に利用料金を定めさせず、条例で利用料金を具体的に定めることも可能です。

5 指定管理者に支出する委託費の額に関する事項

市と指定管理者との協議により定めるものとし、別途両者間で協定等を締結することが適当であると判断されます。

6 指定管理者の候補者の選定

指定管理者の候補者の選定及び評価に関しては、市民の平等利用の確保や、管理能力等、上記2-(1)〈選定基準〉を総合的に勘案し、提出書類に基づいて応募資格及び提案内容等を書類審査します。

指定管理者の候補者の選定は、選定会議においておこないます。

選定結果は、応募者全員に通知することとします。

なお、選定会議の審議内容については、率直な意見交換が損なわれる恐れがあること並びに、具体的な法人等の信用情報等にかかわる内容が取り上げられる可能性があるため、会議そのものについては非公開とします。

(1) 選定会議の設置

公の施設の指定管理者の候補者を選定するために、庁内に延岡市指定管理者選定会議を設置します。

〈選定会議〉

指定管理者の候補者の選定は、選定会議にて審査します。

(組織)

① 委員は、助役、企画部長、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、農林水産

部長、商工部長、都市建設部長、上下水道部長及び、教育部長をもって組織します。

② 委員長は、助役が務めます。

※ 選定会議での内容、決定事項については、施設所管課にて市長決裁を受ける。

(会議)

① 選定会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。

② 委員長は、必要があると認めるときは、外部の学識経験者等を選定会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

7 議会の議決

(1) 指定管理者の指定

選定会議で選定した候補者は、議会の議決を経て「指定管理者」として指定します。

なお、議決事項は、下記のとおり。

① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

② 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

③ 指定の期間

(2) 施設設置条例の整備

指定管理者の指定に係る統一的な取扱いを規定した手続条例「延岡市公の施設に関する指定管理者の指定の手続に関する条例」については、平成 15 年 12 月施行済みです。公の施設ごとの設置条例等については、次の事項を整備（条例改正）する必要があります。

① 指定の手続（法第 244 条の 2 第 4 項）

② 指定管理が行う管理の基準（法第 244 条の 2 第 4 項）

③ 指定管理者が行う業務範囲（法第 244 条の 2 第 4 項）

8 指定の公告

指定管理者の指定をしたときは、その旨を公告することになります。（様式第 4 号）
公告事項は、議決事項と同一事項となります。

9 協定に関する事項

指定管理者の候補者が、議会の議決を経て指定管理者として指定されてから、指定期間の開始に至るまでに、指定管理者と必要な事項について協定を締結します。

協定書に盛り込まれる内容としては、下記の事項が考えられます。

〔基本協定記載事項〕

- ① 目的
- ② 管理基準
- ③ 指定期間
- ④ 使用許可に関する事項
- ⑤ 使用料又は、利用料に関する事項
- ⑥ 基本的な業務の範囲
- ⑦ 個人情報の保護
- ⑧ 事業報告書の作成
- ⑨ 調査に関する事項
- ⑩ 協定の解除事由
- ⑪ 損害賠償
- ⑫ 危険負担
- ⑬ 原状回復の義務
- ⑭ 権利譲渡の禁止
- ⑮ その他市長が必要と認める事項

〔年度協定記載事項〕 ~~〇〇~~ (業務委託契約)

- ① 年度協定目的
- ② 業務内容
- ③ 対価の支払（委託費）

IV 指定管理者移行後の事業内容の点検

指定管理者制度は、公の施設に対して多様化・複雑化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用し、住民サービスの向上を図り、合わせて経費の削減等を図ることを目的として導入された制度であることより、導入時の目的が適正に達成されているか確認の必要性がでてきます。

上記の事より、事業報告書を提出させるだけでなく、事業実施内容の点検をどのように行うかを決めておく必要があります。

ただし、この点検も、施設の特性「業務の範囲」によって異なってきます。

なお、基本的な事項は次のとおりです。

1 事業報告の提出（法第 244 条の 2 第 7 項）

指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書を市に提出することになります。

2 実地調査並びに指示（法第 244 条の 2 第 10 項、11 項）

市は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地調査及び指示をすることができます。

市は、指定管理者が市の指示に従わないとき、或いは、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められたときは、指定の取消し又は業務の停止を命ずることができます。

また、指定管理者が倒産した場合、公の施設の利用に大きな影響を与えることから、指定管理者が管理をしている公の施設の収支状況だけでなく、指定管理者自体の経営状況等を把握しておくことも必要であると考えられます。

(様式第1号)

指 定 申 請 書 (案)

平成 年 月 日

延岡市長 様

(申請者)

住 所

団体名

代表者氏名

㊟

次の公の施設について、指定管理者としての指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定に基づき申請します。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	

添付書類

- (1) 施設の管理に関する事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書等
- (4) 法人でない団体にあっては、当該団体の役員名簿
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (6) 管理を行う公の施設に関する業務の収支予算書（別紙様式）

(様式第2号)

〇〇センター指定管理者事業計画書 (参考例)

団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	

1 施設の名称

2 〇〇〇センターの管理運営を行うにあたっての経営方針

3 管理運営体制

- (1) 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む)
- (2) 雇用計画並びに職員の研修計画
- (3) 責任者の略歴

4 運営計画

- (1) 年間の自主事業計画
- (2) 会議室等の利用に関する取扱いについて
- (3) 活動の場を必要とする団体、個人に対する相談、調整、助言等について
- (4) 地域活動、文化活動に関する情報の収集及び提供について
- (5) 利用者等の要望の把握について
- (6) 地域との連携について

5 個人情報の保護の措置について

6 緊急時対策について

(1) 防犯、防災の対応

(2) その他、緊急時の対応

7 類似施設の管理実績

(様式第3号)

〇〇〇センターの管理運営に関する収支予算書 (年度) (参考例)

(単位：千円)

		金額	内 訳	備 考
項目	市からの委託料			
	利用料金		(利用料金制度適用施設のみ)	
	その他			
収支合計 (A)				
項目	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
支出合計 (B)				
収支 (A) - (B)				

(様式第4号)

延岡市公告第 号
平成 年 月 日

指定管理者の指定について

延岡市市長 櫻井 哲雄

下記施設について指定管理者の指定をしたので、延岡市公の施設に係る指定管理者の
指定の手續に関する条例（平成15年条例第33号）第4条の規定に基づき公告する。

記

- 1 施設の名称
- 2 指定管理者となる団体の名称
- 3 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

募集要綱参考例

延岡市〇〇センター指定管理者募集要綱

公の施設である延岡市〇〇センターの設置目的をより効果的・効率的に達成するため、施設の管理に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 延岡市〇〇〇センター
- (2) 所 在 地 延岡市・・・・・・・・・・
- (3) 建物概要

構 造 鉄筋コンクリート造り〇階建て

敷地面積 〇〇〇㎡

床 面 積 〇〇〇㎡

施設内容 屋内：事務室、大会議室、小会議室(3)、給湯室、倉庫、トイレ他

屋外：駐車場及び駐輪場

2 指定管理者に行わせる業務の範囲その他管理業務仕様

- (1) 会議室等の使用に関する業務
- (2) 年間事業計画の策定及び実施
- (3) 施設及び設備の維持管理
- (4) 使用料（利用料金）の収納（徴収）事務
- (5) その他の詳細は「延岡市〇〇〇センター指定管理者・仕様書」参照のこと。

3 指定期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

4 指定管理者に必要な資格

指定管理者に応募しようとするものは、次のいずれにも該当すること。

- ① 市内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者

に該当しない法人等であること。

- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- ④ 会社更正法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更正又は再生手続をしていない法人等であること。
- ⑤ 延岡市及び宮崎県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止、指名回避等の措置を受けていない法人等であること。
- ⑥ 市税を滞納していない法人等であること。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

5 選定基準

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該事業計画書の係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 市民の声が反映される管理が行われること。
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況
- (8) 環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。

6 指定申請書、施設管理事業計画書、その他申請に必要な書類及びその様式

指定管理者として指定を受けようとする団体は、指定申請書に次に掲げる書類を添付して、正副それぞれ一部を提出すること。

- (1) 施設管理事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書
- (4) 法人でない団体にあつては、当該団体の役員名簿
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (6) 管理を行う公の施設に関する業務の収支予算書

※「指定申請書」、「施設管理事業計画書」、「管理を行う公の施設に関する業務の収支予算書」は、市指定の様式となっています。これらの用紙及び「延岡市〇〇〇センター指定管理者・仕様書」は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に7の(2)に記載する担当課で配布します。

7 指定申請書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成 年 月 日 () 午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成 年 月 日 () までの消印があるものとする。電送による提出は受け付けない。

(2) 提出先

延岡市 部 課

8 選定方法

書類審査

平成〇〇年〇月上旬に実施予定。詳細については、後日連絡します。

なお、選考結果は応募者全員に通知します。

9 その他

(1) 現地説明会について

現地説明会を次のとおり開催する。

なお、申請書を提出される場合は、この説明会に必ず参加してください。説明会に参加していない者は、申請することができません。

① 開催日時 平成 年 月 日 () 時から 時まで

② 集合場所及び集合時間 延岡市〇〇センター前に午前 時 分に集合のこと。

③ その他 現地説明会に出席を希望する応募者は、平成 年 月 日 () までに下記担当課まで連絡すること。

(2) 担当課

① 郵便番号 882-8686

② 住 所 宮崎県延岡市東本小路2番地1

③ 担当課 延岡市 部 課

④ 電 話 0982-00-0000

⑤ F A X 0982-00-0000

延岡市〇〇〇センター指定管理者仕様書（参考例）

延岡市〇〇〇センターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、延岡市〇〇〇センター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 センターの管理に関する基本的な考え方

センターを管理するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) センターが、地域住民の自主的活動及び相互の交流を深めることのできる場であるという施設理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

- (1) 名 称 延岡市〇〇〇センター
- (2) 所在地 延岡市〇〇〇町 番地
- (3) 建物概要

構 造 〇〇〇造

階 数 地上〇階建

敷地面積 〇〇〇m²

床面積 〇〇〇m²

施設内容 屋内：事務室、大会議室、小会議室、ロッカールーム、倉庫、
トイレ

屋外：駐車場及び駐輪場

4 休館日

センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 〇曜日並びに〇曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 8 月 13 日から 8 月 15 日まで

- (4) 12月28日から翌年の1月3日まで(第2号に規定する休日を除く)
- (5) 市長が必要と認めるときには休館日を変更することができる。

5 開館時間

センターの開館時間は次のとおりとする。

- (1) センターの開館時間は、午前9時30分から午後10時までを基本とする。ただし、使用がない場合には、午後5時までとする。
- (2) 市長が必要と認めるときには開館時間を変更することができる。

6 指定の期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

7 法律等の遵守

センターの管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 延岡市〇〇〇センター条例(平成18年4月1日改正)
- (3) 延岡市〇〇〇センター条例施行規則(平成18年4月1日改正)
- (4) 延岡市財務会計規則

指定期間中に法令の改正があったときは、改正された内容を仕様とする。

8 業務内容

(1) センターの運営に関すること

- ① センターの管理運営に要する職員を複数名確保すること。
- ② 職員の勤務形態は、センターの運営に支障がないように定めること。
- ③ 職員に対して、センターの管理運営に必要な研修を実施すること。
- ④ 会議室等の使用の許可を行うこと。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① センターの適正な運営のため、以下の設備に関する保守管理を行うこと。(保守点検業務に係る詳細は別紙1のとおりとする。)

清掃、消防設備・空調機器・自動扉・自家用工作物等の施設の設備巡視点検と保守、害虫駆除、植栽管理、小破修繕

- ② 駐車場・駐輪場の管理に関すること

(3) その他

- ① 緊急時対策、防犯・防火対策について、職員の指導を行うこと。
- ② 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底すること。

9 センター利用料金

- ① センターの利用料金については、「センター施設利用料金上限表」(別表○)に掲げる額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- ② センターの利用料金は、指定管理者の収入とする。

10 経費等について

(1) 予算の執行

- ① 平成18年度の年度の管理運営は、市の支払う指定管理料(以下「指定管理料」という。)及びセンターの利用料金収入を合わせた額以内で執行すること。
- ② 平成19年度以降の指定管理料の額は、平成18年度のセンターの利用料金収入及び維持管理費用等を考慮し、市が決定する。

(2) 決算

- ① 会計年度終了後、1ヵ月以内に事業報告を行うこと。
- ② 歳入額が歳出額を上回り残額が生じた場合は、自主事業の実施計画が認められたときに限り、市長の認める範囲で残額の一部をその財源とすることができる。

(3) 経理事務

指定管理者は経理規定を作成し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査

市は必要に応じて、施設、備品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

11 物品の帰属等

- (1) 市が、指定管理者に対して委託代金により物品を購入させるときは、購入後の物品は市に帰属するものとする。
- (2) 指定管理者は、市の所有する物品については、「延岡市物品管理規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。

12 備品物品等

備え付けの備品物品等は別途提示する。

13 施設や部品の修繕

- (1) 指定管理者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、指定管理者が原状回復あるいは実費弁償する。

- (2) 使用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、使用者が原状回復あるいは実費弁償する。
- (3) 天災や老朽化、設計上又は工事施工上に起因する損傷（小破修繕は除く）等に関しては、市が負担する。

14 指定管理者の審査の基準及び選定

(1) 審査基準

- ① 指定管理者に必要な資格及び条件を備えていること。
- ② 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ③ 事業計画書の内容が、センター設置の目的を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- ④ センターの管理を安定して行う人員、及び物的能力を有すること。

(2) 選定方法

指定管理者の選定に当っては、提出書類に基づいて応募資格及び提案内容等を書類審査する。書類審査の結果は、応募者全員に通知する。

15 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、延岡市議会の議決が必要となる。

選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、平成17年〇月定例延岡市議会へ上程され議決を経た後、指定管理者として指定する。

(2) 協定等の締結

市と指定管理者は、センターの管理に関する基本協定及び業務委託契約（又は年次協定）を締結する。

16 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な施設運営が困難になった場合、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消す事ができるものとする。
なお、この場合市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとする。
- (2) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により施設運営の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、施設運営の継続の可否について協議を行うものとする。なお、その結果事業の継続が困難だと判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

17 資格

- (1) 指定管理者は、8に定める業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けること。個々の業務について再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先がそれぞれ上記の免許、許可、認定等を受けていること。
- (2) 指定管理者は、自らの職員又は再委託先の職員のうちから、センターの管理及び運営に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し、センターに配置しなければならない。但し、法令等により施設への常駐が義務づけられていない者については、あらかじめ当該資格を有する者の氏名を市長に届け出ることにより、センターへの配置義務を免除することとする。

18 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 市及び市内にある他の類似施設との連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (4) 各種規定等がない場合は、市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (5) その他、仕様書に記載のない事項については市と協議を行う。
- (6) 別に定める予算については、財政の状況により金額が変更となる場合がある。

19 協議

指定管理者はこの仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

財団法人 地方自治研究機構

平成20年3月

一 制度移行後の成果と課題

指定管理者制度の実態と課題

目次

序章 調査概要	3
1 調査研究の背景と目的	3
2 調査研究の視点	4
3 調査研究の体系	5
4 調査研究体制	6
第1章 指定管理者制度の動向（自治体アンケート調査結果）	9
1 調査概要	9
(1) 目的	9
(2) 調査時点	9
(3) 調査対象	9
(4) サンプルング・回収結果	9
(5) 調査項目	9
(6) 調査方法	10
(7) 調査結果の見方	10
2 調査結果のポイント	11
3 調査結果	13
(1) 指定管理者制度の導入状況	13
(2) 公の施設の管理手法の考え方、判断基準	14
① 施設の管理手法を定める前提となる考え方	14
② 指定管理者制度を導入する施設の考え方	16
③ 直営施設の考え方	18
(3) 公の施設の管理状況	20
(4) 指定管理者となっている団体の特徴（施設別）	22
(5) 指定管理者の募集状況と募集の考え方	24
① 制限・条件を一切設けず公募する施設の考え方	26
② 資格など条件を付して公募する施設の考え方	28
③ 公募せずに、指定管理者を特定する施設についての考え方と施設例	30
(6) 指定管理者制度の導入成果の把握	32
(7) 指定管理者の創意や工夫を引き出すための取組	34
(8) モニタリング・評価	36
(9) 指定管理者制度の導入に伴うリスクの回避策	39
(10) 指定管理者制度を推進する上での課題と対応	40

第2章 主要課題への取組事例（先行事例研究）	45
1 調査概要	45
2 倉敷市（岡山県） ～民間の創意工夫を活かす制度設計と経営責任を明確化するリスク管理手法～	46
3 東松島市（宮城県） ～合併自治体における公共施設の有効活用の検討～	58
4 横浜市（神奈川県） ～民間評価機関を活用した第三者評価制度の導入によるPDCAサイクルの確立～	69
5 千代田区（東京都） ～専門家を活用し、労働環境と経営・財務にかかるモニタリングを実施～	83
第3章 主要課題への取組方向と検討事項	93
1 民間の創意工夫を活かす手法のあり方	93
(1) 民間の創意工夫を活かす取組状況	93
(2) 民間の創意工夫を活かすポイント	93
(3) 民間の創意工夫を活かす上での課題・検討事項	95
2 モニタリング・評価のあり方	97
(1) モニタリング・評価の取組状況	97
(2) モニタリング・評価の手法	97
(3) モニタリング・評価における課題・検討事項	98
3 リスク管理のあり方	100
(1) リスク管理の必要性	100
(2) 主なリスク管理手法	100
(3) 指定管理者側からみたリスク	100
(4) リスク管理における課題・検討事項	102
資料編	107
1 アンケート調査集計結果	107
2 指定管理者制度の概要	113
研究会名簿	121

(2) 公の施設の管理手法の考え方、判断基準

① 施設の管理手法を定める前提となる考え方

- 1) 施設の設置目的（政策目的、利用者ニーズの適合）の再確認
- 2) 補完性（民間でできることは民間に）、公的関与の必要性
- 3) 業務効率化・コスト削減
- 4) 住民サービス向上
- 5) 利用の公平性・透明性の確保、個人情報保護
- 6) 事務事業評価により検討

図表 1-2 施設の管理手法を定める前提となる考え方と施設例⁷

【施設の設置目的（政策目的、利用者ニーズの適合）の再確認】

- ・施設の設置目的や特性、業務内容、運営実態等を踏まえて、より効果的、効率的かつ施設の機能を最大限に発揮できる管理運営のあり方と活用方法を検討<堺市>
- ・施設の設置目的に合致した効果的な管理運営を行い、市民サービスの向上や施設の活性化を図ること、公共的団体や民間事業者が有する高度な専門知識や経営資源を積極的に活用すること、費用対効果を十分に勘案し、経費の節減を図ること等を目的として、対象とするすべての公の施設を検証<明石市>
- ・それぞれの施設の特性や設置目的が最大限に発揮されるような管理運営が可能であること<岩手県雫石町>

【補完性（民間でできることは民間に）、公的関与の必要性】

- ・「民間でできることは民間に任せる」視点に立って、民間事業者等が管理運営した方が、サービス面、コスト面で市民にとってメリットがあると考えられる場合には、積極的に民間事業者に委ねることを基本的な考え方としている<横浜市>
- ・運用指針の中で、公の施設の管理運営主体(民間に委ねることが可能か否かなど)にかかる考え方を示しており、それに基づき施設所管課が判断。また、全ての施設について、補完性(行政が自ら行うべきか否か)等の観点で事務事業評価を実施<神戸市>
- ・公的関与の必要性を検討し、必要性がないとした施設については、施設の利活用方法を検討し、民間への譲渡、他目的への転用、あるいは施設の廃止の方針を決定する。公的関与の必要性があるとした施設については、効率的な管理運営方法を検討し、指定管理者制度を導入するか、直営とするか、その他の手法を導入するかを判断する<福井市>
- ・行政関与の必要性またその度合い、民間活用によるサービス向上・経費削減の可能性等を考慮<佐世保市>
- ・○各施設の特殊性、専門性の有無(民間事業者等で管理運営できない特殊性、専門性がないかどうか)、○各施設の社会環境(同種又は類似の施設で、指定管理者制度を導入しているかどうか。或いは民間事業者等が同種又は類似の施設を設置しているかどうか)、○経費削減とサービス向上の効果(経費が削減できるか、サービスの充実やノウハウの活用が期待できるか)<北茨城市>
- ・民間でできるものは、譲渡等を積極的に進めることとしている<北海道弟子屈町>
- ・業務が必要か、行政が直接実施しなければならないかを判断の上、行政の関与の度合いや民間によるサービス改善の可能性などを考慮し、導入の効果が得られること<北海道七飯町>
- ・業務が必要か、行政が直接実施しなければならないかを判断のうえ、行政の関与の度合いや民間によるサービス改善の可能性などを考慮<岩手県紫波町>

【業務効率化・コスト削減】

- ・市が設置するすべての公の施設について、公共性・公益性、効率性など幅広い視点での検証を行い、その結果、制度導入することにより効率的な運営と経費の縮減が見込める施設やサービスの向上が期待

⁷ 図表 1-2 は、各自治体の多様な考え方やそれに基づく施設例を具体的に提示することにより、参考に資することを目的として調査票の記述内容をそのまま掲載している（図表 1-3、1-4 も同様）。

できる施設については、積極的に制度導入を図ることとしている<呉市>

- ・経費削減とサービス改善を考慮する<長野県白馬村>
- ・コスト削減およびサービスの向上の可能性などを考慮する<岐阜県川辺町>

【住民サービス向上】

- ・すべての施設を対象に、主に次の6項目について精査する。(1)サービス内容の充実や民間事業者のノウハウの活用ができるかどうか、(2)コストの削減ができるかどうか、(3)利用の平等性、公平性の確保ができるかどうか、(4)同種または類似のサービスを提供する民間事業者等の有無、(5)サービスの専門性、特殊性、施設の規模等から民間事業者等の運営が可能かどうか、(6)税負担ではなく、使用料・利用料金により運営を行う収益的施設であるかどうか、当該制度導入前から設置されている施設については、行政システム改革の観点からも見直しを行った<草津市>
- ・○サービスの向上が期待できるか、○業務の効率化および経費の縮減等が期待できるか、○施設の管理運営および事業の実施等が指定管理者制度に適しているか、○サービスを提供できる事業者がどの程度存在しているか、○指定管理者制度を導入した場合に、利用の公平性および透明性の確保ならびに個人情報保護等を確実にできるか<結城市>
- ・▽直営以外の管理手法が望ましいものを洗い出し事務事業評価により検討している、▽行政が実施するよりも、民間が実施した場合がサービスや内容が向上する事業を精査し判断している<栃木県高根沢町>
- ・すべての施設について下記の項目の検討を行い制度導入や直営を検討。▽民間事業者等に任すことでサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。▽民間事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。▽利用の平等性、公平性など(守秘義務の確保等を含む)について行政でなければ確保できない理由がない。▽同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。▽施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して民間事業者等の運営が可能である<神奈川県大磯町>

【利用の公平性・透明性の確保、個人情報の保護】

- ・◆施設の状況調査を実施し、施設所管課の検討結果を踏まえ、施設の管理形態について整理し、経営会議(庁議)の審議し、相応しい管理手法(指定管理者・直営・民営化等)を決定する。◆以下の5つの視点を総合的に勘案して、制度導入について整理する。(1)利用者サービスの向上(2)効率性の向上(3)利用の公平性、平等性の確保(4)市民協働の推進(5)サービス提供主体の存在<多摩市>
- ・(1)直営の判断基準…①法律上の制限、②プライバシー保護、③平等性・公平性の確保、④公益上の理由(2)指定管理の判断基準…①民間ノウハウの活用、②コスト削減、③地域性、④上記(1)に該当しないもの<和泉市>
- ・施設の必要性はどうか、行政が行うべき事業がどうか、民間管理により利用者の平等な利用が確保されサービス向上が図れるものかどうか、施設の適切な維持および管理ならびに経費の縮減が図れるか、施設の効用を最大限に発揮できるかどうか等を考慮<新潟県津南町>

【事務事業評価により検討】

- ・「相模原市民間活力の活用に関する指針(下記URL参照)」及びこれに基づくチェックシート、また、事務事業評価(行政評価)、の活用により、廃止、民間活力の活用(民営化、指定管理者制度、PFI、市民協働、民間委託)、直営を検討
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kikaku/keiei/pdf/minkan-katuyou-sisin.pdf>
<相模原市>
- ・全ての事務事業評価を行い、施設を管理する事務事業についても事業手法を検討し、直営、指定管理者、民間売却・譲渡、統合廃止等を検討<江南市>
- ・▽すべての施設に事務事業評価を行い、直営、指定管理者、民間売却・譲渡、統合廃止等を検討
▽業務が必要か、行政が直接実施しなければならないかを判断のうえ、行政の関与の度合いや民間によるサービス改善の可能性などを考慮<光市>
- ・すべての施設に事務事業評価を行い、直営、指定管理者、民間売却・譲渡、統合廃止等を検討<長崎県東彼杵町>

② 指定管理者制度を導入する施設の考え方

- 1) 原則として、管理委託施設は指定管理者制度に移行
- 2) 民間活用によるサービス向上、コスト削減、利用拡大を期待
- 3) 民間活用により施設価値を高め、新たな事業展開を期待
- 4) 民間事業者が同様または類似のサービスを提供しており、民間事業者の経営手法、運営ノウハウが活用できる施設
- 5) 利用料金収入などがあり管理運営費の一部を賄うことができる収益性の高い施設
- 6) 地域及び民間活用により、地域活性化等が期待できる施設

図表 1-3 指定管理者制度を導入する施設の考え方と施設例

【原則として、管理委託施設は指定管理者制度に移行】

- ・▽管理委託制度による施設は、原則として、指定管理者制度へ移行▽管理運営体制の見直しを図り、指定管理者制度の導入が効果的であると判断される直営の施設は、指定管理者制度を導入する<相模原市>
- ・◆管理委託施設は原則として指定管理者制度へ移行◆直営管理施設は、人員配置および財政状況を勘案しつつ、管理体制の見直しを進め、制度導入に向けた検討を行う◆新規開設施設は、施設の設置目的等を考慮のうえ、原則として制度を導入◆地区複合施設等、複合的機能を有する施設は、施設を一体としての制度への移行を原則に検討。ただし、効率性や効果性等が期待できる場合は、個別の施設単独での導入について検討する<多摩市>
- ・▽個別法律により制度導入できない施設を除き、検討を行った結果、現在管理委託しているものは原則として制度導入▽直営施設についても制度導入により経費削減等の効果が見込まれる施設については導入の検討を行う〔産業振興施設(観光農園拠点施設、農村環境改善センター、農村地域活性化施設)<栃木県岩舟町>
- ・○管理委託制度により運営している施設については、基本的には指定管理者制度へ移行している
○公募が可能で民間事業者等の競争原理や施設管理のノウハウを活用した質の高いサービスの提供、稼働率の向上および経費の節減が期待できる施設(温泉、宿泊施設)<鹿児島県さつま町>

【民間活用によるサービス向上、コスト削減、利用拡大を期待】

- ・制度の趣旨である多様化するニーズに、より効果的・効率的に対応するために民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減が図られる場合には、指定管理者制度を活用している。なお、管理委託施設は指定管理者制度へ移行した<横浜市>
- ・施設の管理運営すべてを一括して民間に任せることで、歳出抑制が期待でき、またはサービスや集客力の向上が期待できる施設(スポーツ施設)<河内長野市>
- ・事業者などの受け皿があり、施設管理者制度を導入する方がメリットの大きい施設(スポーツ施設、文化振興施設)<亀山市>
- ・○利用者の平等な利用確保およびサービス向上○施設の効用を最大限に発揮する○施設の適切な維持管理並びに管理にかかる経費の縮減(高齢者生産活動センター)<山形県朝日町>
- ・○施設の利用目的に沿った事業が民間事業者によって実施されており、施設の管理に合わせて事業を行うことで福祉サービスの向上が見込まれる施設○職員による管理・サービスが行われており民間事業者等からの提案による施設利用の促進や維持管理に係る人件費等の縮減が見込まれる施設(社会福祉施設、運動公園)<神奈川県大磯町>
- ・民間事業者の有するノウハウを広く活用することで、コスト削減やサービスの向上、雇用の拡大等が期待できる施設(レクリエーション・スポーツ施設、社会福祉施設、産業振興施設)<長崎県新上五島町>

【民間活用により施設価値を高め、新たな事業展開を期待】

- ・指定管理者制度の導入にあたっては、現状よりさらに効果的・効率的な運営を目指すとともに、行政と民間の役割分担を見直すという視点を踏まえ、現在直営で管理しているものも含め公の施設全般について導入を検討した。また、制度導入により施設の効用を最大限に引き出すことを通じて、住民の共有財産である公の施設の価値を高め住民の福祉を向上させることを目指している(動物園、駐車場、文化会館など)<大牟田市>
- ・民間の能力を活用し、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的な対応が期待できる施設

(スポーツ施設、観光施設、駐車場) <北海道余市町>

- ・民間事業者による指定管理においても、平等な利用の確保およびサービスの向上が図られること、施設の効用を最大限に発揮するものであること、施設の適切な維持と経費の縮減が図られるものであること(コミュニティーセンター、ホテル、レストラン) <岩手県藤沢町>

【民間事業者が同様または類似のサービスを提供しており、民間事業者の経営手法、運営ノウハウが活用できる施設】

- ・▽民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待でき、コスト削減が図れる可能性がある施設
▽同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する、又は、施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である施設
(区民センター、駐車場、スポーツ施設等) <神戸市>
- ・①権力的要素の希薄な施設②民間において同種の事業を行っている施設③経済的利益を生ずるような公の施設で指定管理者に行わせることによりその設置目的を一層効果的に達成することができる施設
(文化スポーツ施設、駐車場等) <帯広市>
- ・▽民間事業者等の有する経営ノウハウにより、利用者へのサービスの向上が期待できる施設
▽民間事業者等に管理を委ねることにより、コスト削減(収入増)が期待できる施設▽民間事業者等が市と同様または類似の施設を設置しており、市の施設が民間の施設と競合している施設▽単純な管理業務が主体となっている施設(文教施設、スポーツ施設) <鎌倉市>
- ・① 民間事業者等が有する経営ノウハウにより、利用者へのサービス向上が期待できる施設
② 民間事業者等に管理を委ねることによりコスト削減(あるいは収入増)が期待できる施設
③ 民間事業者等が村と同様又は類似の施設を設置しており、村の施設が民間と競合している施設
④ 単純な管理業務が主となっている施設 <長野県高山村>

【利用料金収入などがあり管理運営費の一部を賄うことができる収益性の高い施設】

- ・文化施設等収入のある施設で、企画運営に弾力が持てる施設・スポーツ施設等で管理運営に民間のノウハウを活かすことができる施設(市民会館、勤労者福祉センター、体育施設) <入間市>
- ・○民間事業者等の新たな発想により、事業展開、利用促進が図られる施設(公園、スポーツ施設、老人福祉施設、宿泊施設、文化施設等)○利用料金収入等により管理運営費の一部を賄うことができる収益性の高い施設(駐車場、道の駅等) <鳥取市>
- ・▽使用料等一定の収入があり民間事業者の経営手法やノウハウを発揮することが可能な施設
▽使用料の収入はなくても、公益法人、NPO 法人その他の非営利団体による専門的管理が有効と考えられる施設(駐車場、貸し館主体施設、体育館など) <長岡京市>
- ・サービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待でき、利用料金により運営可能な収益的施設(スポーツ施設、レクリエーション施設) <洲本市>
- ・▽指定管理者側にある程度の収入が見込める施設で、現在、職員配置に伴う人件費を中心として、維持管理コストがかかっている施設について指定管理者制度への導入を検討している
(市民文化会館・総合運動公園、駅前駐車場) <御坊市>

【地域及び民間活用により、地域活性化等が期待できる施設】

- ・サービスの向上の余地や施設の目的どおりの効果の発揮、経済性の発揮、受け皿となる団体の有無、市民との協働、地域の活性化、団体の自立化などを考慮し、導入の可否を検討する <旭川市>
- ・▽既に管理委託している施設について、当該施設の管理を受託している団体の今後のあり方を踏まえながら、指定管理者制度へ移行する▽民間事業者による効率的効果的運営で、施設の設置目的が最大限発揮され、市民サービスの向上と効率性の向上が期待できる施設(文化会館)▽地域資源を活用して地域の農林業の振興と活性化が期待できる施設(産業振興施設) <貝塚市>
- ・○民間事業者による効率的効果的運営が期待できる施設(スポーツ施設など)○主に周辺地域住民が利用する施設については、地域住民組織に指定管理を要請したい(集会施設など) <北海道清水町>
- ・▽民は事業者により住民ニーズに合ったサービスの充実とコスト削減が期待できる施設
▽地域密着型の施設で地域の公共的団体に管理を行わせることが適当と判断された施設
(地区集会施設、展示場施設) <宮城県大和町>
- ・地元地域の活性化や雇用の場の提供としての効果が期待できる。 <埼玉県横瀬町>
- ・村民の平等な利用が確保される(城跡公園) <沖縄県今帰仁村>

③ 直営施設の考え方

- 1) 法規定により管理者が限定されている
- 2) 施策として展開を図る施設
- 3) 高い公共性や中立性を持つ
- 4) 高度な公的責任（個人情報保護、利害調整、権利保護等）が必要
- 5) 業務の特殊性・専門性を考慮
- 6) 民間活用によるメリット（コスト削減・サービス向上）が見込めない

図表 1-4 直営施設の考え方と施設例

【法規定により管理者が限定されている】

- ・直接職員を配置しておらず愛護会等地元住民により施設の運営が行われている施設(街区公園)や法令で運営主体が定められている施設<横浜市>
- ・〇個別の法律において管理主体が限定されている施設(小学校など)、〇市民生活や健康など安全・安心に直結する極めて公共性が高い施設(水道施設など)、〇使用許可等にあたって、利用者間の利害関係等の調整が必要な施設(港湾施設など)、〇施設の管理業務の主要部分を指定管理者に行わせることができない施設(中央卸売市場)、〇直営業務(保健所業務)と密接に関連している施設(保健センター)、〇支所や公民館など併設又は近隣の施設の職員が管理することにより事務の効率化を図っている施設(コミュニティセンターなど)<呉市>
- ・法令等の規程により管理主体が市に限定されている施設は直営としているが、その他の公の施設は、引続き指定管理者制度の導入を検討することとしている<厚木市>
- ・法令により管理者が地方公共団体に限定される施設、中立個人情報の管理が求められる施設(基盤施設、文教施設)<熊本県和水町>

【施策として展開を図る施設】

- ・区の施策を展開するための施設(施設例:おとしより保健福祉センター)<東京都板橋区>
- ・政策的に直営を維持する必要があると認められた施設(母子生活支援施設、子ども発達支援センターなど)リスクが大きいことから民間活用が不適と判断した施設(郷土資料館)<江別市>
- ・施設利用の公平性、施設の安全面などから行政の直営が必要なもの(保育所)〇施設の機能や事業を通じ、高度な政策的、専門的な施策の展開を行うもの(地域づくり支援センター)<光市>
- ・▽高度な中立性や厳格な個人情報管理が求められる施設▽市民にとって特に重要なサービスを提供する施設で、市が責任を持って直接提供する必要がある施設▽政策的な企画立案を実施し、施設管理と分離することができない施設▽短期のうちに政策の方針変更が見込まれる施設▽団体等が管理することに市民の理解が得られない施設(健康福祉センター、農業集落排水処理施設)<山鹿市>
- ・▽行政施策と一体となって運営する必要がある施設▽安心安全の確保の観点から町で直営または包括的委託により管理される施設(公共下水道終末処理場、水道施設)<京都府宇治田原町>

【高い公共性や中立性を持つ】

- ・▽利用の平等性、公平性など(守秘義務の確保等を含む)について、行政でなければ確保できない明確な理由がある施設、▽税負担により運営を行うべき施設(病院、公民館等)<神戸市>
- ・高い公共性や中立性を要し、市が責任を持って提供する施設(人権学習センター、人権プラザ)<四日市市>
- ・地区集会所…地域コミュニティ活動を公的に保障するため市場化の原因を排除。直営形態をとって任意に住民協働を推進する<埼玉県三芳町>

【高度な公的責任（個人情報保護、利害調整、権利保護等）が必要】

- ・市民の権利に影響する判定等行政自らが判断しなければならない業務を行う施設(障害者更生相談所)<広島市>
- ・守秘性のきわめて高い個人情報を取り扱う施設(市営住宅、健康センター、教育センター)<多摩市>
- ・①法律上の制限、②プライバシー保護、③平等性・公平性の確保、④公益上の理由<和泉市>

- ・市民にとって特に重要な行政サービスを市が責任を持って直接提供すべき施設(水道・病院、健康センター、公民館、図書館等)○市の責任の下に事実行為の委託により運営を行う施設(下水道施設、簡易水道施設等)○利用者との信頼関係や個人情報の保護が重要で、制度導入に理解を得る必要のある施設(市営住宅、保育園等)＜鳥取市＞
- ・住民生活と深い関わりがあり行政の責任で管理すべき施設(施設例:村民会館、上下水道関係施設)＜長野県宮田村＞
- ・▽プライバシー保護、平等性・公平性、公益上の理由などを基に、施設の目的・性質から総合的に判断(図書館)＜埼玉県白岡町＞
- ・施設の性格上、町が責任を持って直営管理する必要がある施設(町営住宅)＜愛知県南知多町＞

【業務の特殊性・専門性を考慮】

- ・特殊性、専門性がある施設○経費削減やサービスの充実が見込めない施設(集会施設、清掃センター等)＜北茨城市＞
- ・施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案し、民間活用の余地が少なく、コスト削減が見込めない施設(文化芸術施設等)＜志摩市＞
- ・専門的な見地を持った職員を配置する必要がある。地域に密着した施設。住民サービスの向上や経費削減が見込めない施設(埋蔵文化財センター、公民館、文化施設)＜小浜市＞
- ・専門的知識や地域の特性を重視すべきと考える施設(図書館、民俗資料館)＜北海道弟子屈町＞
- ・▽民間事業者等で管理・運営ができない専門性、特殊性がある施設▽行政でなければ利用者の公平性等が確保できない施設(保健センター、水道施設)＜埼玉県北川辺町＞
- ・業務の特殊性、専門性等を踏まえ、町がサービスを提供することが適当な施設、民間活用の余地が少なく、住民サービスの向上や経費削減が見込めない施設(歴史民族資料館、地区公民館(一部)、公営住宅)＜福岡県上毛町＞

【民間活用によるメリット(コスト削減・サービス向上)が見込めない】

- ・民間ノウハウ等を活用してもサービス向上や管理運営の費用対効果・効率性の向上が期待できない施設(博物館)＜釧路市＞
- ・民間のノウハウを活用し、コストの削減が見込めない施設。蓄積されたデータやノウハウが失われる可能性があり、資料の収集、保存、調査研究が疎かになる(公園内の野球場、郷土資料館)＜八王子市＞
- ・①法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がある②民間事業者等に当該施設の目的を達成できる能力やノウハウがない③施設の性格等、行政で行わなければならない明確な理由がある④管理の内容が清掃等の委託のみで、制度導入の目的が発揮されない⑤現在の管理手法よりも施設の目的を効果的に達成できる他の管理手法がない(動物園、保健福祉センター)＜帯広市＞
- ・▽民間事業者に当該施設の目的を達成できるノウハウがない施設、▽施設の性格等、行政で行わなければならない理由がある施設(墓地)＜北海道南幌町＞
- ・民間移行よりも運営の方が、財政、管理運営で有利と思える(文教施設)＜北海道美瑛町＞
- ・民間事業者等により施設管理及びサービスの提供をすることによる管理経費の節減およびサービスの向上が見込めない施設で、行政によりサービスの効率化および高質化を図ることが望ましいものについては、直営で管理を行い、可能な限り個別の業務委託を進めることにより管理経費の節減を図る(農業技術研究所、自転車等駐車場、社会福祉センター、企業向け住宅、学童保育所、利別児童館、保健センター、コミュニティセンター、高島生活館、一般廃棄物処理センター、墓地、葬斎場、公営住宅)＜北海道池田町＞
- ・住民サービスの向上や経費削減が見込めない施設(共同調理場、火葬場)＜岩手県矢巾町＞
- ・複合施設で管理区分の明確化が難しい施設や、民間活用の余地が少なく、住民サービスの向上や経費削減が見込めない施設(公民館)＜神奈川県箱根町＞

(3) 公の施設の管理状況

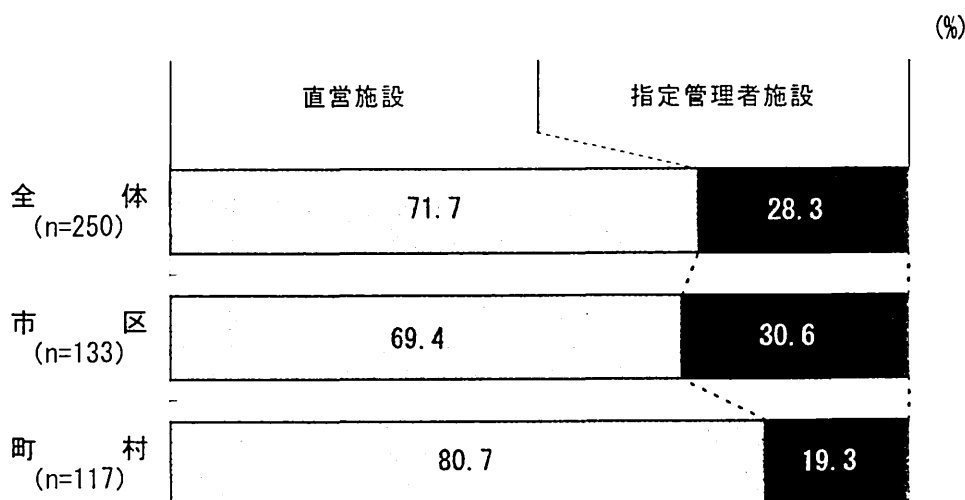
- 1) 公の施設のうち指定管理者施設は 28.3% (市区 30.6% : 町村 19.3%)
 ⇒直営施設数の市区 1/2、町村 1/4 の割合
- 2) 制度が多く適用されている施設は、駐車場、公園などの「基盤(31.0%)」、病院、児童館などの「社会福祉(25.6%)」、市民会館、美術館などの「文化(18.5%)」、体育館、プールなどの「レクリエーション・スポーツ(15.0%)」、観光案内施設などの「産業振興(9.9%)」の順
 ⇒市区は同様の順序。町村は「社会福祉(26.3%)」、「産業振興(24.5%)」、「基盤(17.6%)」、「文化(17.0%)」、「レクリエーション・スポーツ(14.7%)」

公の施設に占める指定管理者施設の割合は、28.3% (市区 30.6% : 町村 19.3%) で、市区では約 2 倍、町村では約 4 倍の施設が直営であった。指定管理者制度を導入している自治体の割合は増えているものの、個別の施設への適用は今後さらに広がる可能性が伺われた<図表 1-5>。

指定管理者制度が適用されている施設の割合を内容別にみると、駐車場、公園などの「基盤⁸ (31.0%)」施設が最も多く、次いで病院や児童館などの「社会福祉⁹ (25.6%)」、「文化¹⁰ (18.5%)」、「レクリエーション・スポーツ¹¹ (15.0%)」、「産業振興¹² (9.9%)」施設という順であった<図表 1-6>。

団体別にみると、市区では全体と順序は変わらず、「基盤 (33.2%)」、「社会福祉 (25.4%)」、「文化 (18.7%)」、「レクリエーション・スポーツ (15.1%)」、「産業振興 (7.6%)」であったが、町村では、「社会福祉 (26.3%)」施設が最も多く、次いで「産業振興 (24.5%)」、「基盤 (17.6%)」、「文化 (17.0%)」、「レクリエーション・スポーツ (14.7%)」の順であった。

図表 1-5 直営・指定管理者施設の管理状況 (SA)



⁸ 基盤施設：駐車場、公園、公営住宅、水道施設、下水道終末処理場など。

⁹ 社会福祉施設：病院、保健所、老人福祉センター、障害者自立支援センター、リハビリテーションセンター、総合福祉センター、児童館など。

¹⁰ 文化：市民ホール、市民会館、文化会館、博物館、美術館、図書館、男女共同参画センター、コミュニティセンター、芸術劇場など。

¹¹ レクリエーション・スポーツ：競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、スポーツセンターなど。

¹² 産業振興：展示場施設、見本市施設、開放型研究施設、産業交流センター、農産物直売所、観光案内施設など。

図表 1-6 施設内容別にみた指定管理者施設 (S A)

(%)

	レクリエーション・スポーツ	産業振興	基盤	文化	社会福祉
全 体 (n=250)	15.0	9.9	31.0	18.5	25.6
市 区 (n=133)	15.1	7.6	33.2	18.7	25.4
町 村 (n=117)	14.7	24.5	17.6	17.0	26.3

(5) 指定管理者の募集状況と募集の考え方

- 1) 施設の35.8% (市区37.9%、町村23.6%) が公募
 ⇒平成18年9月総務省調査23.7%から12ポイント増
- 2) 77.8% (町村87.2%、市区76.2%) の施設が公募せずに従前の受託管理者が継続して指定管理者となる
 ⇒平成18年9月総務省調査66.0%から11ポイント増

指定管理者の募集（施設ベース）では、公募が35.8%（「制限・条件を一切設けず公募（23.1%）」+「資格などの条件付公募（12.7%）」）であり、平成18年9月時点の同種の調査結果¹⁹（23.7%）よりも12ポイント増加した<図表1-9>。

また、従前の受託管理者が引き続き指定管理者となった施設は77.8%が非公募と上記調査（脚注18参照）時（66.0%）よりも非公募率が11ポイント増加した。

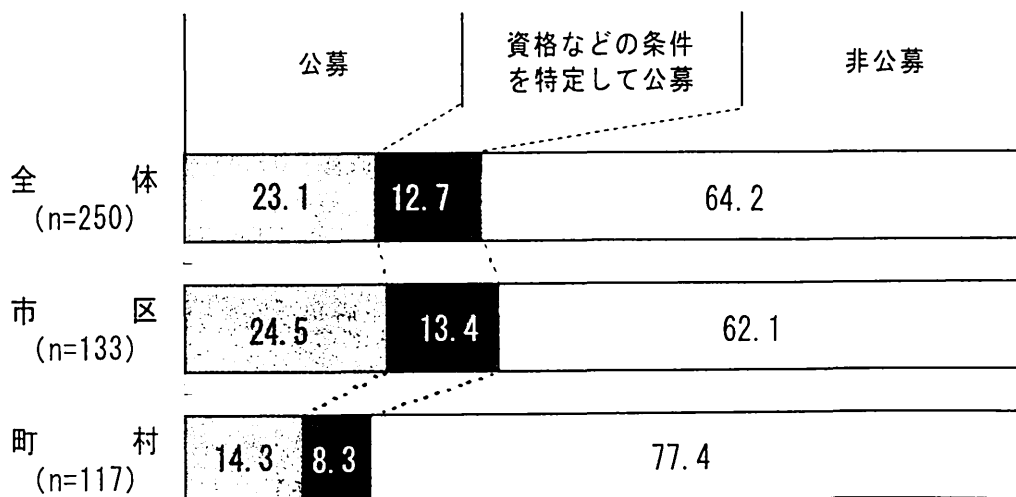
団体別の特徴として、「募集」、「従前からの継続」、いずれも町村の非公募率が全体平均よりも10ポイント前後高くなる傾向がみられた<図表1-10>。

なお、指定管理者の募集に関しては、施設の目的や求められる専門性、競争環境の有無など施設を取り巻く諸条件・諸事情によるため、一概に公募・非公募の割合で透明性や公平性を論じることはいできない。

参考までに指定管理者施設の募集の考え方を示す<図表1-11、12、13、26～31頁参照>。

図表 1-9 指定管理者の募集状況（SA）

(%)



¹⁹ 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」平成19年1月（調査時点は平成18年9月2日現在）。

① 制限・条件を一切設けず公募する施設の考え方

- 1) 民間企業が事業展開しており、効率的効果的な運用やサービス提供が期待できる
- 2) 民間ノウハウの導入により住民ニーズに対応できる
- 3) 施設管理に必要な資格等が特でない施設
- 4) 競争原理によるサービス向上やコスト削減が期待できる
- 5) 民間の発想・ノウハウにより新たな事業展開、利用促進が期待できる
- 6) 収益性のある事業を行う施設
- 7) 公平性かつ透明性の担保
- 8) 民間事業者が少ないため制限等を設けていない

図表 1-11 制限・条件を一切設けず公募する施設の考え方と施設例²⁰

【民間企業が事業展開しており、効率的効果的な運用やサービス提供が期待できる】

- ・民間企業が事業展開しており、効果的効率的な実現が期待できる施設
(ホール、スポーツ施設、駐車場等) <堺市>
- ・民間事業者等が既に事業展開をしている分野で、民間のノウハウを導入することにより、施設の設置目的を効果的に達成し、当該施設の円滑な管理を行うことが期待できる施設は、公募によることを原則としている(駐輪場等) <厚木市>
- ・「民間企業等が既に事業展開しており、ノウハウ等の導入により市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる」ものと認められる施設については、公募により指定管理者制度を導入する(テニスコート、プール、球技場、市民会館) <一宮市>
- ・同様、類似サービスを提供する民間事業者が存在し、税負担ではなく、使用料・利用料金により運営を行う収益的施設(社会福祉施設等) <志摩市>
- ・類似サービスを提供する民間事業者が存在し、サービスの向上、ノウハウの活用が期待できる施設(ホール、スポーツ施設) <洲本市>
- ・民間企業が事業展開しており、また公募することにより、良好な管理が期待される事業者を選定することができる施設(児童センター) <相馬市>
- ・民間企業においても事業展開が可能であり、効果的、効率的な管理・運営の実現が期待できる施設(老人福祉センター、都市公園) <多久市>
- ・一般的に民間で行っている事業内容であり、直営より民間が経営したほうが効果的、効率的な運営ができる施設(スポーツ施設) <群馬県昭和村>
- ・民間企業が事業展開しており、効果的効率的な実現が期待できる施設
(ホール、スポーツ施設) <北海道七飯町>
- ・民間事業者が既に事業展開している分野で、効果的・効率的な管理運営が期待できる施設(総合運動場、芝山文化センター等) <千葉県芝山町>
- ・民間企業や社会福祉法人等が積極的に事業を展開しており効果的効率的な実現が期待できる施設(保育園) <栃木県高根沢町>

【民間ノウハウの導入により住民ニーズに対応できる】

- ・民間のノウハウの導入により、住民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設(老人福祉センター、文化産業交流センター、スポーツ施設) <岐阜市>
- ・【考え方】… 民間企業のノウハウを活かした運営により、効果的・効率的なサービス提供が可能な施設(ホール、保育園、観光施設、スポーツ施設、葬斎場、食事・宿泊施設) <大田市>
- ・民間事業者等がすでに事業展開している、あるいは管理委託などで受託者が想定できる施設については、民間のノウハウの導入により住民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設(子育て支援施設、生涯学習施設) <青梅市>
- ・民間事業者等が広くノウハウやアイデアを活用し、市民ニーズに応え効率よく運営できる施設(福祉・

²⁰ 図表 1-11 は、各自治体の多様な考え方やそれに基づく施設例を具体的に提示することにより、参考に資することを目的として調査票の記述内容をそのまま掲載している(図表 1-12、1-13 も同様)。

スポーツ・文化施設<栗東市>

- ・民間企業のノウハウ等の導入により、市民サービスの向上や施設の効果的な運用ができる施設(丸太の森、運動公園、パークゴルフ場、駐車場)<南足柄市>
- ・民間事業者の手法により、サービス等の改善が期待できる施設(スポーツ施設など)<北海道枝幸町>

【施設管理に必要な資格等が特でない施設】

- ・公の施設の管理に必要な資格等が特に無い施設(施設例:駐車場、公園など)<呉市>
- ・(基本条件は定めているが、施設独自の条件を付加しないものについて)比較的民間が自由な発想で事業展開できるもの(道の駅みさわ(一部条件はあり)など、特別な資格を特に要しない施設)<三沢市>

【競争原理によるサービス向上やコスト削減が期待できる】

- ・民間企業を含めた幅広い参入を促進することにより、事業者選定時に競争原理をはたかせ、より相応しい事業者により少ない経費で施設の管理運営を委ねようとするもの(文化施設、体育館等)<多治見市>
- ・市場において民間企業が十分に事業展開しており、競争原理によるサービス向上やコストの削減が期待できる施設(駐輪場)<川西市>

【民間の発想・ノウハウにより新たな事業展開、利用促進が期待できる】

- ・民間の持つ能力の活用が期待でき、利用者が多く見込める施設(駐車場、文化振興施設)<西尾市>
- ・基本的には、広く民間の創意工夫を活用するという考えに立っていることから制限を設けていない(動物園、駐車場、文化会館等)<大牟田市>
- ・使用料等一定の収入があり民間事業者の経営手法やノウハウを発揮することが可能な施設(駐車場、貸し館主体施設など)<長岡京市>
- ・民間事業者が既に事業展開している、または、事業展開が可能な分野で、民間事業者等の企画力、サービス、経営ノウハウが発揮されることにより、市民ニーズの効率的・効果的な実現が期待できる施設(スポーツ施設、市民ホール)<河内長野市>
- ・民間事業者に委ねることによって大きな事業展開と施設の有効活用を望む(学童保育所)<滋賀県安土町>

【収益性のある事業を行う施設】

- ・○民間事業者等の新たな発想により、事業展開、利用促進が図られる施設(公園、スポーツ施設、宿泊施設、市民会館等)、○利用料金収入等により管理運営費の一部を賄うことができる収益性の高い施設(駐車場、道の駅等)<鳥取市>
- ・使用料等一定の収入があり民間事業者の経営手法やノウハウを発揮することが可能な施設(駐車場、貸し館主体施設など)<長岡京市>
- ・同様、類似サービスを提供する民間事業者等が存在し、税負担ではなく、使用料・利用料金により運営を行う収益的施設(社会福祉施設等)<志摩市>
- ・収益性のある事業を行う施設で、指定管理者を公募することが適当な施設(温泉施設 宿泊施設 観光案内所)<島根県邑南町>

【公平性かつ透明性の担保】

- ・指定管理者の選定においては、法制上、公平性かつ透明性を担保する手続きが設けられており、市民に対する説明責任を果たす仕組みとなっていることから、原則、公募により行うこととしている<岩三沢市>

【民間事業者が少ないため制限等を設けていない】

- ・地方であり、対応できる事業者が少ないため広く募集する(体育施設)<小浜市>
- ・事業者が少ないため公募する施設には制限等を設けていない<青森県七戸町>
- ・田舎の町の施設なので、制限や条件を設けると応募者がいなくなる恐れがあったため(総合公園、文化会館、宿泊施設など)<愛媛県砥部町>
- ・離島であり受け皿として民間事業者等が少ないため、制限・条件の有無にかかわらず必然的に事業者が限定されてくる(全施設)<長崎県新上五島町>

② 資格など条件を付して公募する施設の考え方

- 1) 法律で団体を規定、資格者の配置の義務や資格による制限のある施設
- 2) 設置の趣旨に沿った事業を行う能力を必要とする施設
- 3) 施設管理代行と政策・事業の一体的な推進が望ましい施設
- 4) 「地域振興」「地場産業の活性化」などの政策目的による地域限定
- 5) 健全な財務能力を有する団体による、安定した施設運営の確保

図表 1-12 資格など条件を付して公募する施設の考え方と施設例

【法律で団体を規定、資格者の配置の義務や資格による制限のある施設】

- ・社会福祉法人に限定(総合リハビリテーションセンター、福祉保健活動拠点)〈横浜市〉
- ・複数施設を地域差なく一括して管理運営させるため資格を法人に限定(老人福祉センター)〈堺市〉
- ・資格による制限。介護施設については介護保険事業者に限定(デイサービスセンター)〈松戸市〉
- ・施設の性格、設置目的、適用関係法令等を勘案して条件を付して公募する施設(施設利用者の特定・限定性、施設の地域性、施設の特殊性、市の政策との一体性等)(老人福祉センター)〈四日市市〉
- ・法律等によって、管理者が規定されているもの(老人福祉センター、障害者福祉作業所)〈大阪狭山市〉
- ・教育施設など、管理において資格等を有している者が必要であり、それにより施設の公共性が保たれる施設(図書館・児童館など)〈三沢市〉
- ・すべての施設について申請資格等を設けている(団体であること。市との連絡や緊急時対応を行う責任者が常駐する事務所を市内に置いていること。施設管理に必要な資格又は資格者を有していること。欠格事項に該当しないこと)〈釧路市〉
- ・運営に必要な資格等を有する必要がある施設(南幌温泉)〈北海道南幌町〉
- ・施設管理をする上で必要な資格および緊急事態発生時でのすばやい対応ができる体制の確立が必要な施設(図書館、温泉入浴施設(公衆浴場)、社会教育施設)〈北海道大空町〉
- ・施設設置目的等によって指定管理者になりうる団体が異なるため施設ごとで資格や条件を検討(社会福祉施設、運動公園)〈神奈川県大磯町〉
- ・施設を管理するにあたって、資格や免許等が必要な施設については条件を付す〈福岡県上毛町〉

【設置の趣旨に沿った事業を行う能力を必要とする施設】

- ・設置条例における設置の趣旨に沿った事業を行う能力を必要とする施設(障害児活動支援センター、スポーツ施設、芸術館など)〈鎌倉市〉
- ・指定管理者が公の施設の管理運営を円滑に行えるよう、公募した施設について、類似施設の管理運営を行ったことがあるか過去の実績を条件として付している(市営駐車場)〈八王子市〉
- ・施設の設置目的を理解し、地域社会のコミュニティ活動や地域福祉活動にとって最も適した地域住民で構成する団体のほうが安全円滑に管理運営できると認められる場合(コミュニティセンター)〈河内長野市〉
- ・その施設の提供するサービスの内容、性質・規模が区内業者に馴染むと判断された施設については、区内経済活性化の観点から、区内業者に限定する場合がある(徳丸ふれあい館、企業活性化センター)〈東京都板橋区〉
- ・一定水準の業務遂行能力が欠かせない施設(保育園、児童館、福祉園)〈東京都北区〉
- ・管理運営を民間事業者に任せることで、ニーズに合ったサービス内容の充実や民間のノウハウを活用できる施設(スポーツ施設、老人福祉施設)〈海津市〉
- ・施設の設置目的を変えずに、提供するサービスの拡大、質の向上が見込まれる事業者が管理することが望ましい施設(保育所、体育施設、家畜排泄物処理施設)〈岩手県雫石町〉
- ・地域の実情を知っている地元業者の管理が望ましいと考えられる施設(観光資料館)〈北海道弟子屈町〉

【施設管理代行と政策・事業の一体的な推進が望ましい施設】

- ・▽特定の施策を推進するにあたり、施設の設置目的と同様な目的をもって設立された団体等、制限を設けて指定管理者候補団体を募集又は指定することのほうが効果的であると判断される場合〈男女共

同参画推進センター》▽市内の特定の地域を振興する目的で設置された施設や地域のコミュニティ施設等について、指定管理者を地域の団体に限定する場合▽利用料金制が採用できない、特段の個人情報を取り扱う等の理由で、民間事業者の活用に効用が見出せず、指定管理者を公共的な団体に限定する場合《霊園、駐車場》<相模原市>

- ・施設管理とそれに密接に関連する政策・事業の推進を合わせて代行させることが望ましい施設については、管理を代行する者の資格等に特別の条件を付し公募（児童館、コミュニティセンター）<岐阜市>
- ・政策的な企画立案を実施し、施設管理と分離することができない施設（博物館）<滝川市>
- ・施設管理代行と政策・事業の一体的な推進が望ましい施設（図書館、市民活動推進施設等）<延岡市>
- ・市が行う施策・事業との一体的な推進が望ましい施設（総合交流施設、資料館、心身障害者福祉センター等）<北茨城市>
- ・施設の管理代行と町の政策、その他の要素を勘案し、資格など条件を付しての公募が望ましいと考える施設（総合体育館など）<北海道羽幌町>
- ・施設の性格、設置目的等により、指定管理者となる主体の資格制限を行う施設。町の政策展開が事業に大きく関与するものが多い施設<埼玉県三芳町>
- ・施設管理の代行と、それに密接に関連する政策や事業の推進を併せて代行させることが望ましい施設（寄木会館＝産業振興施設）<神奈川県箱根町>
- ・施設管理と政策・事業の一体的な推進が望ましい施設（(1)民間で類似施設がある、(2)利用料金制採用している、(3)管理に際し行政の関与の度合いが低い、(4)開放性が高い、(5)採算率が高い、(6)他の同種の施設に比べ管理コストが高い、(7)施設規模が大きいなどを考慮する）（身体障害者デイサービスセンター、老人福祉センター）<埼玉県白岡町>
- ・地元の法人又は団体を有資格者とし、施設管理代行と政策・事業の一体的な推進が望ましい施設（レクリエーション・スポーツ施設、産業の振興に寄与する施設、地域の福祉に寄与する施設）<愛媛県伊方町>

【「地域振興」「地場産業の活性化」などの政策目的による地域限定】

- ・管内に主たる事務所を有し、原則3年以上同種又は類似業務の経験を有すること<帯広市>
- ・地域の活性化や担い手の育成のため、地域要件を設定<会津若松市>
- ・緊急時の対応等を考慮し、市内に事業所を有するか、指定されたときは市内に事業所を設けること（文教施設等）<つくば市>
- ・条件：市内限定 市内に多くの団体等が既に存在し、競争性が確保されていると考えられるため（学童保育所）<大牟田市>
- ・地域企業の活用（駐車場）<鹿嶋市>
- ・▽市内に主な事業所又は営業所等を有するなど、管理運営にあたって緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保・整備する必要がある施設▽市内又は隣接する市町において、同種同規模程度の管理運営実績が求められる施設（スポーツ施設、観光施設、老人福祉施設等）<御殿場市>
- ・施設運営に対する、経験、技術を有する職員の配置が可能な会社（市民文化会館）<御坊市>
- ・地域振興を重要課題と位置付け、地元企業を優先<愛媛県愛南町>
- ・施設管理代行並びに地域振興と地場産業の活性化という観点から一定の条件を付す<福井県岩狭町>
- ・施設の性格や設置目的に照らし、町内の団体に限定して公募し、運営を任せることで地域の活性化を目指すことが見込めるため（道の駅）<愛媛県砥部町>

【健全な財務能力を有する団体による、安定した施設運営の確保】

- ・基本的な取扱いとしては、公募への参加資格要件として、市内に本社等の主たる事業所を置く法人等に限るほか、本市の一般競争入札の参加停止等の措置を受けているものや法人税、消費税、地方消費税および市税を滞納しているもの、暴力団員に該当するもの等については、欠格としている<旭川市>
- ・団体の経営状況や税滞納の有無等の確認等を行うことにより、健全な財務能力を有する団体による、安定した施設運営の確保（レクリエーション施設、市民ホール等）<大船渡市>
- ・円滑な管理・運営が望ましいことから、経営が安定した業者を選定するなど政策的判断を要する<千葉県御宿町>
- ・施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設置経緯および組織体制状況等を踏まえた施設（具志頭老人福祉センター、東風平社会福祉会館等）<沖縄県八重瀬町>

③ 公募せずに、指定管理者を特定する施設についての考え方と施設例

- 1) 施策の推進を図る施設
- 2) 利用者とのつながりや地域密着度が高い施設
- 3) 市民との協働によって運営する施設
- 4) 出資法人の経営強化の経過措置
- 5) 高齢者、障害者などの地域雇用の確保
- 6) 既存管理委託団体のノウハウの蓄積や事業の継続性、高度な専門性が必要な施設
- 7) 利用料金収入など経済的なインセンティブが期待できない施設
- 8) 公募による応募の見込みのない施設
- 9) その他、PFI 導入施設など

図表 1-13 公募せずに、指定管理者を特定する施設についての考え方と施設例

【施策の推進を図る施設】

- ・市の政策遂行上、特定団体等が管理運営する必要がある施設(公民館等)〈名張市〉
- ・運営主体の変更により利用者に与える影響が大きい施設○市の施策と連携して施設運営が望まれる施設等(福祉作業所、保育所、博物館)〈野田市〉
- ・公共的団体が管理運営を行うことで、行政が目指す施策の推進が図られ、継続的な事業展開が見込まれる〈福岡県芦屋町〉

○ 【利用者とのつながりや地域密着度が高い施設】

- ・施設の設置目的などから、利用者との長期にわたる安定的な関係や市の指導性が担保されていることが不可欠な施設(社会福祉施設、コミュニティ施設等)〈川西市〉
- ・地域住民が専ら使用している施設および地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設(地域コミュニティーセンター等)○管理委託費が年間概ね 500 万円以下の小規模施設、外郭団体受託施設(1 回目の指定のみ)〈熊本市〉
- ・設立の経緯や施設の運営に関して、地域と密接な関連があるもの(児童館 外)○管理受託団体の設立経緯および組織体制を踏まえ、公募による指定管理者の選定が困難と認められるもの(文化会館 外)〈福井市〉
- ・施設の性格、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると思慮する場合(医療施設、観光施設)〈東京都大島町〉
- ・地域の人材を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できる施設(地域に密着した住民活動の拠点となる施設(集会所=地域コミュニティ施設)〈神奈川県愛川町〉
- ・地域住民が専ら使用している施設や地域住民が構成する団体が管理運営を受託している施設(安里コミュニティー供用施設、富盛区学習等供用施設等)〈沖縄県八重瀬町〉

○ 【市民との協働によって運営する施設】

- ・市民との協働により運営している施設や施設の性格や目的等の効用を高める管理形態にある施設、管理委託の受託者以外の団体が参加できる体制を検討する期間をとる施設などにおいては、公募せずに指定管理者を選定している〈旭川市〉
- ・協働による視点で、施設運営を行う施設(体育施設、文化施設、福祉施設など)〈大府市〉
- ・市民参画、市民協働の視点から地域団体等による施設管理が適当である場合等、特に必要と認められる場合は、公募によらず選定することができる(地域コミュニティ施設)〈多摩市〉
- ・地域協働の観点から地域の人材活用等地域との連携による地域振興に寄与する団体が客観的に特定される場合もしくは、既に管理を行っている団体であって、当該施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供および事業効果が相当程度期待できる場合(手続条例より)(ファーマーズセンターや地域拠点型観光施設)〈あきるの市〉

【出資法人の経営強化の経過措置】

- ・市出資法人の設立目的と同様な趣旨で設置されている施設については、当該出資法人が施設管理およ

び事業運営を一体的に実施することにより、効果的に施設の設置目的を達成できると客観的に判断できる場合においては、当該出資法人を公募によらない方法で選定することができるとしている(スポーツ施設、文化会館等)〈厚木市〉

- ・施設の設置目的に照らし、これまで出資団体を設立した経緯もあったため(体育施設、宿泊施設、社会福祉施設)〈石川県内灘町〉
- ・設置目的等の効果的な達成のため、出資団体を非公募により指定(町民グラウンド)〈滋賀県竜王町〉
- ・▽施設の効用を高めることを目的として町が設立した財団法人を特定する必要がある施設〈広島県熊野町〉

【高齢者、障害者などの地域雇用の確保】

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号と同様の趣旨で、高齢者の雇用確保等のためシルバー人材センターを指定することが適当な施設(自転車駐車場)〈東京都葛飾区〉
- ・高齢者や障害者の就労支援を目的として設立した公益法人を指定管理者としないことによってそもそもの政策目的が損なわれる場合など(自転車駐車場など)〈松戸市〉

【既存管理委託団体のノウハウの蓄積や事業の継続性、高度な専門性が必要な施設】

- ・特殊性または高度な専門性を要する施設かつ一体的に管理を行うことが合理性の高い施設(歯科医療センター)〈四日市市〉
- ・○利用者による自主的な管理が市民サービスの向上、管理経費の縮減等に効果がある場合○専門的かつ高度な技術が必要で、その能力を有する団体が特定される場合○指定管理者制度によって管理している施設と併設され、又は複合施設となっており、同一の管理主体による一体的管理が効果的である場合(社会福祉施設、地域コミュニティ施設等)〈尼崎市〉
- ・既に管理運営を委託している施設であり、業務に精通している(児童館、体育館)〈岩手県矢巾町〉
- ・(1)設置目的により事業者が地域の特定団体に限定される施設(2)施設運営のノウハウ・専門性などにより業者特定を要する施設(地域福祉センター)〈千葉県御宿町〉

【利用料金収入など経済的なインセンティブが期待できない施設】

- ・利用料金収入が期待できず、利用者が比較的限定される施設(地域自治会館)〈北海道弟子屈町〉
- ・利潤の期待ができない施設(地域公民館、社協等)〈長崎県川棚町〉
- ・施設の性格および収益的に経営が困難な施設(山小屋)〈長野県白馬村〉

【公募による応募の見込みのない施設】

- ・事前調査の結果、応募者が無いと判断した施設(日曜休日応急診療所、老人福祉センター)〈境港市〉
- ・施設の性格、規模および機能により公募することが適さないと認められるとき。公募に対し応募者がいないとき。指定管理者に選定された団体を指定することが不可能、または不相当と認められる事情が生じたとき。指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき〈北海道池田町〉

【その他、PFI導入施設など】

- ・▽PFI法の活用により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合、▽当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合、▽地域人材の活用など合理的な理由がある場合、▽専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合等(地域福祉センター、児童館等)〈神戸市〉
- ・原則公募ですが、PFIの契約上、規定してある施設がある(ケアセンターさんよう)〈山陽小野田市〉

(6) 指定管理者制度の導入成果の把握

- 1) 「コスト」と「サービス」両方の成果を把握している自治体は 50.0% (市区 60.2% : 町村 38.5%)。「コストのみ」「サービス内容のみ」把握している自治体はそれぞれ 1 割強 ⇒28.4% (市区 18.8% : 町村 39.3%) は制度導入の成果を把握していない
⇒制度の運用の見直しや改善につながる成果の把握では市区の取組が進んでいる
- 2) 制度の導入により、施設管理運営費は 10.5%縮減 (市区 10.4% : 町村 12.9%)
- 3) 指定管理者による新たな取組は「既存の事業メニューの充実」、「新規事業」などのサービス内容の拡充や、「開館時間の延長」、「広報 PR」、「開館日の増加」などの利便性の向上
⇒市区の指定管理者の新たな取組が活発

サービス内容や施設管理費用など指定管理者制度の導入の前と後の成果の把握については、半数の自治体が「管理費とサービス内容の両方 (50.0%)」を、1 割強がそれぞれ「管理費用だけ」「サービス内容の変化だけ」(ともに 10.8%) 把握している<図表 1-14>。

団体別では「管理費とサービス内容の両方を把握している」のは市区が 60.2%、町村が 38.5%と、同様に「成果について特に把握していない」割合も市区 18.8%、町村 39.3%と、制度の適正な運用やコスト縮減やサービスの改善につながる評価 (成果の把握) では市区の取組が進んでいる。

さらに、指定管理者制度を適用した施設について、制度の導入前 (平成 17 年度) と導入後 (平成 18 年度) の縮減率²¹を確認したところ、回答自治体 (250 団体) の 6 割 (152 団体) から有効な回答があり、10.5% (市区 10.4% : 町村 12.9%) の施設に係る管理経費の縮減効果が確認された。

続いて、制度導入後の成果についてなんらかの把握をしていると回答²²した自治体 (81.6%・179 団体) に、指定管理者がサービス向上のために実施した新たな取組についてたずねたところ、「講座、イベントなどの既存の事業メニューの充実 (58.1%)」、「新規事業の展開 (51.4%)」などのサービス内容の拡充や、「開館・受付時間の延長 (43.6%)」、「広報・PR の充実 (39.7%)」、「開館日の増加 (休館日の開館) (32.4%)」など利用者の利便性の向上に関する取組が上位を占めた<図表 1-15>。

なお、制度導入の成果を把握している回答の割合が高かった市区はここでも記入が多い。

²¹ 縮減率の算出方法：制度導入前 (平成 17 年度) と制度導入後 (平成 18 年度) の「施設管理運営費 (指定管理料)」から「使用料等収入」を減じた「実質管理経費」の増減額÷平成 17 年度実質管理経費×100。「施設管理運営費」及び「使用料等収入」額の捉え方は各自治体によりさまざまであるが、ここでは縮減率の把握を目的 (対象施設に関わる支出と収入の差額が把握できればよい) としているため各団体で把握している算出値を回答してもらった。

²² 「管理費用とサービス内容の両方」+「管理費用の変化だけ」+「サービス内容の変化だけ」のうち、いずれかを回答した自治体。

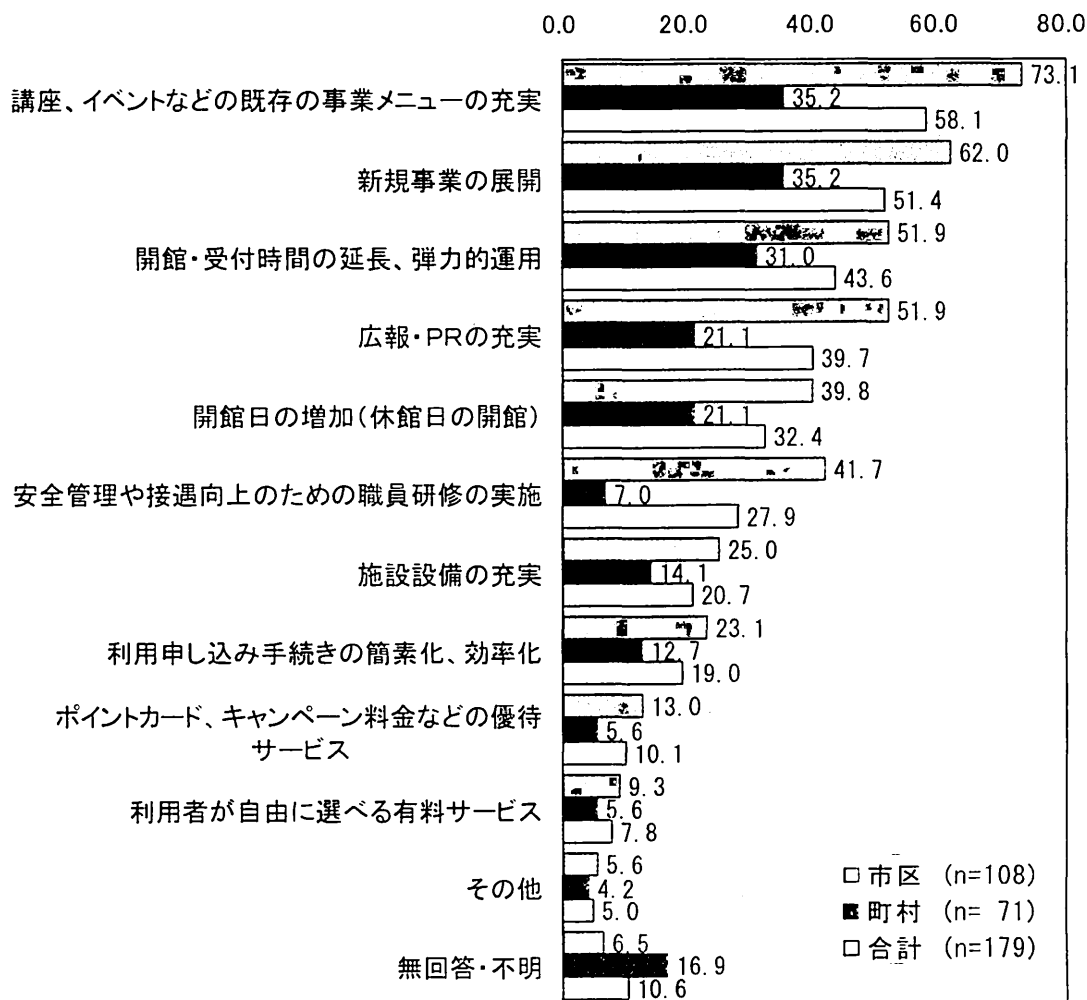
図表 1-14 制度導入後の成果の把握状況 (S A)

(%)

	管理費用とサービス内容の両方の成果を把握している	管理費用の変化だけ把握している	サービス内容の変化だけ把握している	成果について特に把握していない
全 体 (n=250)	50.0	10.8	10.8	28.4
市 区 (n=133)	60.2	12.0	9.0	18.8
町 村 (n=117)	38.5	9.4	12.8	39.3

図表 1-15 指定管理者がサービス向上のために実施した新たな取組 (M A)

(%)



指定管理者の事業報告書について
下記のとおり通知し、適正な業務の
遂行と指定管理者制度の運用の
充実に図ります。



課
員

政策推進係長



広報広聴係長



市民協働係長



経営政策課長

事務連絡
6
平成24年5月/日

関係課室長 様

経営政策課長

指定管理者から提出された事業報告書の取扱いについて（通知）

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ろうというものです。

その実施においては、複数年度にわたり公の施設の管理を民間事業者等に委ねることから、指定期間中、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、また、指定管理者が安定的・継続的にサービスを提供できる状態にあるかなどを評価し、必要に応じて指導・助言を行わなければなりません。






このようなことから指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に係る事業報告書を地方公共団体に提出することが地方自治法第244条の2第7項の規定により義務付けられており、これに違反すると指定の取り消し等の事由に該当します。

所管課室におかれましては、住民サービスの質の向上と安定した提供を実現する観点から、提出された事業報告書を十分に精査し、指定管理者に対する指導や助言が必要な場合におきましては、その重要度に応じて所管部局長決裁または市長決裁とし、経営政策課長への合議をお願いいたします。

【文書取扱】

政策推進係 甲斐正紀

内線：2171

		課室名		経営政策課					
起案日		24年6月13日		決裁日		24年6月14日			
課内		検討者				決裁者			
担当者	起案者 責任者					課長補佐	課長		
	 Tel 2171								
	政策推進係長 	意見							
		合議者							
		意見							
広報のべおかへの掲載		要	・	<input checked="" type="checkbox"/>	ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/>	要	・	否

件名：延岡市指定管理者選定会議に関する要綱の改正について

平成24年4月1日より、指定管理者制度は経営政策課の所管事務となりましたので、別紙新旧対照表のとおり要綱の一部を改正します。

あわせて、市公式ホームページに掲載している同要綱、および指定管理者制度に関する資料について、平成24年4月1日現在の情報に更新します。

新旧対照表

新	旧
延岡市指定管理者選定会議に関する要綱（案）	延岡市指定管理者選定会議に関する要綱
<p>第1条～第4条 ～（省略）～ （庶務）</p> <p>第5条 選定会議の庶務は、企画部<u>経営政策課</u>で処理する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第4条 ～（省略）～ （庶務）</p> <p>第5条 選定会議の庶務は、企画部市民協働・男女参画課で処理する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p>

(案)

延岡市指定管理者選定会議に関する要綱

(設置)

第1条 公の施設の指定管理者の候補者を選定するために、延岡市指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定会議は、公の施設の指定管理者として指定を受けようとする者の中から、選定基準に照らして最も適切な管理を行うことができると認められるものを、当該公の施設の指定管理者の候補者として選定する。

(組織)

第3条 選定会議は、副市長、企画部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、都市建設部長、北方町総合支所長、北浦町総合支所長、北川町総合支所長、上下水道局長及び、教育部長を委員として組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、選定会議の会務を総理し、選定会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定会議は、委員長が招集する。

2 選定会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 選定会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、外部の学識経験者等を選定会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、公の施設を所管する課所長又は職員を会議に出席させ、事案について説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 選定会議の庶務は、企画部経営政策課で処理する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

[ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [まちづくり](#) > [指定管理者制度](#)

指定管理者制度

掲載日：2011年9月

概要

従来は、地方公共団体の管理権限の下で具体的な管理業務を受託できたのは、公共団体(土地改良区等)、公共的団体(農協、生自治会等)、地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの(2分の1以上出資等)に限られてきましたが、平成15年の地方自治法の改正後は、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行できることとなりました。

指定管理者となりうる者の範囲については、自治法上では特段の制限が設けられていないため、出資法人ではない株式会社等でも指定管理者となることが可能です。

ただし、個人を指定管理者として指定することはできません。

公の施設とは


公の施設とは、地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、次の5つの要件を満たすものと考えられています。

1. 住民の利用に供するためのもの
試験研究機関や庁舎などは公の施設ではない
2. 当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの
物品陳列所などは公の施設ではない
3. 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
競輪場や留置場などは公の施設ではない
4. 地方公共団体が設けるもの
5. 施設であること
物的施設を中心とする概念であり、人的手段は必ずしもその要素ではない


公の施設の主なものとしては次のとおりです。

体育施設	体育館、運動場、プール
教育・文化施設	博物館、美術館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター
社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、保育園
公営企業	公立病院、上水道、下水道、工業用水道、バス路線
その他	公園、道路、河川、学校、公営住宅、墓地

延岡市における指定管理者制度導入状況

 指定管理者制度導入状況(PDFファイル / 47.3キロバイト) — 更新 (別紙①)

延岡市の指定管理者制度導入施設一覧

 指定管理者制度導入施設一覧(PDFファイル / 90.1キロバイト) — 更新 (別紙②)

24 6 1

指定管理者の募集(平成23年10月17日現在)

現在募集している施設はありません。

指定管理者の指定

公の施設の管理運営を行う指定管理者が指定されました。

○平成23年12月定例会市議会

指定管理者選定結果一覧 (PDFファイル / 87キロバイト)

○平成22年12月定例会市議会

指定管理者選定結果一覧 (PDFファイル / 151キロバイト)

指定管理者制度運用方針

指定管理者制度運用方針 (PDFファイル / 435キロバイト) — 更新 (所管課名を経営政策課に変更) 洋付者略

延岡市指定管理者選定会議に関する要綱

指定管理者選定会議要綱 (PDFファイル / 78.8キロバイト) — 更新 (同 上)

担当課	企画部 経営政策課(政策推進係)
住所	本庁2階(882-8686 延岡市東本小路2番地1)
電話番号	0982-22-7074
FAX	0982-22-7090
メールアドレス	keiei@city.nobeoka.miyazaki.jp

延岡市の指定管理者制度の導入状況について

平成24年4月1日現在

1. 公の施設における制度導入状況について

公の施設の総数		403	402
指定管理者制度導入施設 (導入率) 25.8%		104	
直営施設	市道	1	
	学校教育施設 (小中学校、幼稚園)	57	299
	上記以外	241	298

240

2. 制度導入施設の募集方法

公募施設……	57施設 (54.8%)
非公募施設……	47施設 (45.2%)

3. 制度導入施設の利用料金制度導入状況

導入施設……	41施設 (39.4%)
未導入施設……	63施設 (60.6%)

4. 指定の期間

指定期間	施設数	割合
3年	53	51.0%
5年	48	46.1%
10年	3	2.9%
計	104	100.0%










延岡市における指定管理者制度導入施設一覧

平成24年4月1日現在

施設名	指定管理者名	指定期間			前回募集
		始期	終期	期間	
延岡市営住宅(47団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3年	公募
延岡市特定公共賃貸住宅(2団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3年	公募
延岡市若者定住促進住宅(1団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3年	公募
延岡市ニュータウン北方住宅(1団地)	延岡宅地建物取引業協同組合	平成22年4月1日	平成25年3月31日	3年	公募
延岡市夜間急病センター	一般社団法人 延岡市医師会	平成16年7月1日	平成26年3月31日	10年	公募
延岡市東海コミュニティセンター	延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会	平成21年4月1日	平成26年3月31日	5年	公募
延岡市南方東コミュニティセンター	延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会	平成21年4月1日	平成26年3月31日	5年	非公募
延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成21年4月1日	平成26年3月31日	5年	公募
延岡市道の駅北川はゆま	株式会社 北川はゆま	平成23年4月1日	平成26年3月31日	3年	非公募
延岡市ホテルの里休暇村	株式会社 北川はゆま	平成23年4月1日	平成26年3月31日	3年	非公募
延岡市岡富コミュニティセンター	延岡市岡富コミュニティセンター管理運営委員会	平成22年4月1日	平成27年3月31日	5年	非公募
延岡市余熱利用健康施設ヘルストピア延岡	株式会社ヘルストピア延岡	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10年	公募
延岡市立島浦診療所	島浦町区	平成18年4月1日	平成28年3月31日	5年	公募
延岡市島野浦島開発総合センター	島浦町区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市民協働まちづくりセンター	NPO法人のべおか市民力市場	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
北老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
南老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市岡富デイサービスセンター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人 三ツ葉会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人 千寿会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
旭児童館	学校法人 純心学園	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
緑ヶ丘児童館	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市母子生活支援施設 ファミリーハイツ	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡ライトハウス点字図書館	一般財団法人延岡愛盲協会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡ライトハウス盲人ホーム	一般財団法人延岡愛盲協会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市農産加工研修センター	延岡市農産加工研修センター運営協議会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市家畜排せつ物処理センター	(株)延岡地区有機肥料センター	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	黒仁田地区生産組合	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市北方中部地区集落センター	川水流区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
檜峰生活改善センター	檜峰区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
三柱生活改善センター	板下区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市ETOランド速日の峰	一般財団法人速日の峰振興事業団	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場	上鹿川観光組合	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市曾木デイサービスセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市北方デイサービスセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市農産物直売・食材供給施設	財団法人 速日の峰振興事業団	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市農産物集出荷貯蔵施設	延岡農業協同組合	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市下鹿川林業者健康増進建物	下鹿川区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市高齢者活動促進施設	板下老人クラブ	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市北方南部地区体育館	曾木区	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市北方健康福祉センター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市浜木綿村	北浦総合産業株式会社	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市末越レジャーパーク	北浦総合産業株式会社	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市北浦デイサービスセンター	社会福祉法人 千寿会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市祝子川温泉美人の湯	有限会社 祝子川温泉美人の湯	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市祝子川森林レクリエーション施設	祝子川財産管理組合	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市北川老人福祉館	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市北川鏡山牧場	社団法人 北川町畜産公社	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡総合文化センター	公益財団法人 延岡総合文化センター	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市公会堂「野口記念館」	公益財団法人 延岡総合文化センター	平成23年4月1日	平成28年3月31日	5年	非公募
延岡市川中コミュニティセンター	延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会	平成24年4月1日	平成29年3月31日	5年	非公募
延岡市まちなか子育て交流広場まちなかキッズホーム	特定非営利活動法人 延岡市子育て支援協議会	平成24年4月1日	平成29年3月31日	5年	公募
延岡市舞野地区多目的研修センター	舞野地区多目的研修センター運営協議会	平成24年4月1日	平成29年3月31日	5年	非公募
延岡市須美江家族旅行村	須美江家族旅行村管理協会	平成24年4月1日	平成29年3月31日	5年	公募
延岡市長井健康増進センター	延岡市本村自治公民館	平成24年4月1日	平成29年3月31日	5年	非公募
延岡市一ヶ岡コミュニティセンター	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会	平成24年4月1日	平成29年3月31日	5年	非公募

計 104施設

※市営住宅等については、1団地を1施設として算定

起案日		平成 23 年 10 月 7 日		決裁日		平成 23 年 10 月 14 日	
課内		検討者				決裁者	
担当者 副主幹兼 市民協働係長	起案責任者 副参事兼課長	企画部長		副市長	市長		
	 TEL3031						
副主幹	対策監兼課長補佐・ 男女共同参画係長	意見					
							
市民協働係		合議者					
							
ファイリング マネージャー	公印	意見					
広報のべおかへの掲載	要	否	ホームページへの掲載	要	否		

件名 指定管理者募集における複数の団体による共同申請の取扱いについて（伺い）

標記について、平成21年2月に制定した延岡市指定管理者制度運用方針では、明確な記載等がないため、その取扱いについて、担当課毎に異なる恐れがあります。

現在、次期指定管理者を募集している2施設のうち、延岡市須美江家族旅行村について、複数の団体による共同申請について問い合わせがあり、今後も、同様の問い合わせ及び申請が増えてくるものと思われます。

つきましては、別紙のとおりその取扱い等について基準等をまとめ、公の施設所管課へ周知します。

なお、共同事業体の取扱いについては、宮崎県や都城市等においても既に示されており、共同事業体を指定管理者として指定した施設も多数ございます。

■共同事業体の取扱い

下記の事項に該当する共同企業体で、構成員全員が応募資格を満たす共同事業体については、申請を認めるものとします。ただし、同一の施設において、単独で申請した法人等が共同事業体の構成員になること及び二以上の共同事業体の構成員になることはできないものとします。

また、申請後、原則として代表者及び構成員の変更は認めないものとします。

なお、申請に必要な書類については、「申請団体の概要」、「主要業務実績」、「誓約書」、「登記事項証明書」、「申請団体の経営状況、事業報告を説明する書類（財務諸表等）」は、構成員ごとに作成し、その他の書類は代表者が作成することとします。

①構成員の数及び組み合わせ

運営上の責任の明確化を図るため、構成員の数はできる限り少数とし、構成員の組み合わせは個人以外の団体等によるものとします。

■共同事業体申請の場合の添付書類について

共同事業体申請においては、通常の申請書類の他、次の書類を作成し、提出させることとします。様式については、次頁参照。

- ①役員の名簿・住所等一覧表（様式第5号）
- ②共同事業体構成員一覧表（様式第6号）
- ③申請手続き当に関する委任状（様式第7号）
- ④管理運営業務に関する共同事業体協定書

(様式第5号)

役員の名・住所等一覧表

平成 年 月 日現在

団体の名称				
1	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
2	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
3	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
4	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
5	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			
6	役 職		氏 名	
	生年月日		性 別	男 ・ 女
	現 住 所			

1 記入欄が不足する場合は、必要に応じ本様式に準じて追加し作成してください。

2 共同事業体応募の場合、構成団体ごとに作成してください。

(様式第6号)

共同事業体構成員一覧表

平成 年 月 日

共同事業体名				
代表団体	団体名			
	代表者	職名		ふりがな 氏名
	所在地			
	電話		FAX	
構成団体	団体名			
	代表者	職名		ふりがな 氏名
	所在地			
	電話		FAX	
構成団体	団体名			
	代表者	職名		ふりがな 氏名
	所在地			
	電話		FAX	
構成団体	団体名			
	代表者	職名		ふりがな 氏名
	所在地			
	電話		FAX	

- 1 共同事業体応募の場合のみ提出してください。
- 2 記入欄の過不足に関しては、必要に応じ追加、削除してください。

(様式第7号)

申請手続き等に関する委任状

平成 年 月 日

延岡市長 ○○○○ 様

共同事業体の名称

(構成団体) 所在地
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

(構成団体) 所在地
商号又は名称
代表者氏名 ㊟

私は、下記の共同事業体代表者を代理人と定め、○○○○○○○○○○の指定管理者の申請手続き等に関して、次の権限を委任します。

(受任者)
共同事業体 所在地
代表団体 商号又は名称
代表者氏名 ㊟ (使用印)

《委任事項》

- 1 指定管理者申請書書類の作成及び提出、申請辞退届の提出に関する件
- 2 指定管理業務に係る基本協定及び年度協定の締結に関する件
- 3 指定管理業務に係る管理運営経費の請求及び受領に関する件
- 4 その他前各号に付随する一切の権限

延岡市〇〇〇〇管理運営業務に関する共同事業体協定書

(目的)

第1条 _____、_____
、.....の〇社は、延岡市〇〇〇〇（以下「(施設名)」と
いう。)の指定管理者募集にあたり、共同事業体を結成し、申請関係書類の作成、提出を行い、
指定管理者として(施設名)管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を共同連帯して
履行することを目的とする。

(名称)

第2条 共同事業体の名称は、_____（以下「当共同事業体」という。）とする。

(事務所の所在地)

第3条 当共同事業体は、事務所を延岡市_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同事業体は、平成 年 月 日に成立し、指定管理者としての管理運営業務
の履行完了後解散する。ただし、延岡市が当共同事業体以外のものを(施設名)の指定管理者
に指定したときは、その時点で解散する。

2 前項の解散の時期は、構成員〇社の協議により、これを延長することができる。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当共同事業体構成員は、次のとおりとする。

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

(代表者の名称)

第6条 当共同事業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同事業体は、次に掲げる事項についての権限を有するものとする。

- (1) 申請関係書類の作成及び提出
- (2) 延岡市との管理運営業務についての協定書の締結
- (3) 管理運営業務についての管理運営経費の請求及び受領

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、管理運営業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第10条 構成員は、延岡市及び構成員の承認がなければ、管理運営業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち管理運営業務の履行を完了する日前において前項の規定により脱退したものである場合においては、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行する。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第11条 構成員のうちいずれかが管理運営業務の履行を完了する日前において破産又は解散した場合においては、前条第2項を準用する。

(協定書に定めのない事項)

第12条 この協定書に定めのない事項については、構成員〇社の協議により定めるものとする。

_____外〇社は、上記のとおり延岡市(施設名)管理運営業務に関する共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

④

所在地
商号又は名称
代表者氏名

④

所在地
商号又は名称
代表者氏名

④

指定管理者制度運用方針

延岡市

平成21年2月

目次

I. 指定管理者制度の概要	P. 1
1. 指定管理者制度とは	P.1
2. 公の施設とは	P.1
3. 指定管理者となることができる者	P.2
II. 制度導入に向けた基本的な考え方	P. 2
1. 公の施設のあり方についての検討、方針決定	P.2
(1) 公の施設のあり方の検討フローチャート	
(2) 公の施設の必要性および有効性の検討基準	
(3) 公の施設のあり方についての見直し検討	
2. 指定管理者制度導入の判断	P.4
(1) 指定管理者制度導入の判断ポイント	P.4
(2) 指定管理者制度導入の判断フロー	P.5
3. 指定管理者制度導入に当たっての基本方針	P.5
(1) 募集方法（公募の原則）	
(2) 指定の期間	
(3) 指定管理料	
(4) 利用料金制度の積極的な導入	
III. 制度導入手続き	P. 7
1. 条例の整備（制定又は改正）	P.7
2. 選定の手続	P.7
(1) 施設に係る管理運営上の課題等の把握	
(2) 募集方針の策定・決裁	
(3) 募集要項・仕様書・申請書等の作成	
(4) 公募に必要な情報提供と準備期間の設定	
3. 公募しない（非公募）場合の手続き	P.9
4. 公募して申請者がいなかった場合の対応	P.9
5. 候補者の選定	P.9
(1) 申請書類の審査	
(2) 審査方法	
(3) 選定の基準	
(4) 指定管理者選定会議の設置	
(5) 選定結果の通知	
(6) 指定の議決と通知・公告	
6. 協定の締結	P.14
7. 事業報告（業務・経理状況の報告、実地調査等）	P.14
8. モニタリング（管理運営のチェック）	P.15
9. 業務停止命令、指定の取消し	P.17
IV. 導入に向けた基本的な流れと年間スケジュール(参考)	P. 1 8

I. 指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度とは

公の施設の管理権限を「指定」により当該指定を受けた者に委任するもの。

多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウ等を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、従来の「管理委託制度」の代わりに、平成15年9月の地方自治法改正により創設された制度である。

この制度が導入されたことにより、これまで公的団体（公共団体、公共的団体、自治体が出資している法人）に限られていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体も行うことが可能となった。

◇指定管理者制度と管理委託制度の違い

従来の管理委託制度とは、受託者である公的団体が設置者である自治体との契約に基づいて、公の施設の管理に係る具体的な事務事業を行うもので、当該施設の管理権限及び責任は自治体が有しており、使用許可権限(行政処分)などは委託出来なかった。

指定管理者制度とは、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任(代行)して行わせるもので、指定管理者は管理を幅広く代行でき、施設の使用許可権限をもち、条例の範囲内での料金設定や、利用料金を自ら収入とすることも可能となった。

2. 公の施設とは（施設の要件）

公の施設とは、地方自治法第244条に「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設」と規定されており、以下の4つの要件を満たすものであり、その設置管理に関する事項は、条例で定めなければならない。

①「地方公共団体」が設けるもの

地方公共団体以外の者が設置する施設は、公の施設ではない。

②住民の福祉を増進することを目的とし、住民の利用に供するためのもの

庁舎・試験研究機関等の本来的機能が住民の利用を予定しない施設、また刑務所等、社会的秩序を維持するために設けられる施設は公の施設ではない。

③「当該地方公共団体」の住民の利用に供するためのもの

物品陳列所等の当該地方公共団体の区域外の者の利用を目的とした施設は、公の施設ではない。

④「施設」であること

物的施設を中心とする概念であり、人的サービスはその要素ではない。

具体的な例としては、主な以下のものが挙げられる。

区分	例示
体育施設	体育館、運動場、プール
教育・文化施設	学校、博物館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター
医療福祉施設	診療所、老人福祉施設、児童福祉施設、保育所
公営企業	公立病院、上水道、下水道、工業用水道、バス路線
その他	公園、道路、河川、公営住宅、墓地

3. 指定管理者となることができる者

地方自治法第244条の2第3項においては、「法人その他の団体」であれば指定管理者となることができることとされており、指定管理者となることについて特段の制約はないが、個人を指定管理者として指定することはできない。

II. 制度導入に向けた基本的な考え方

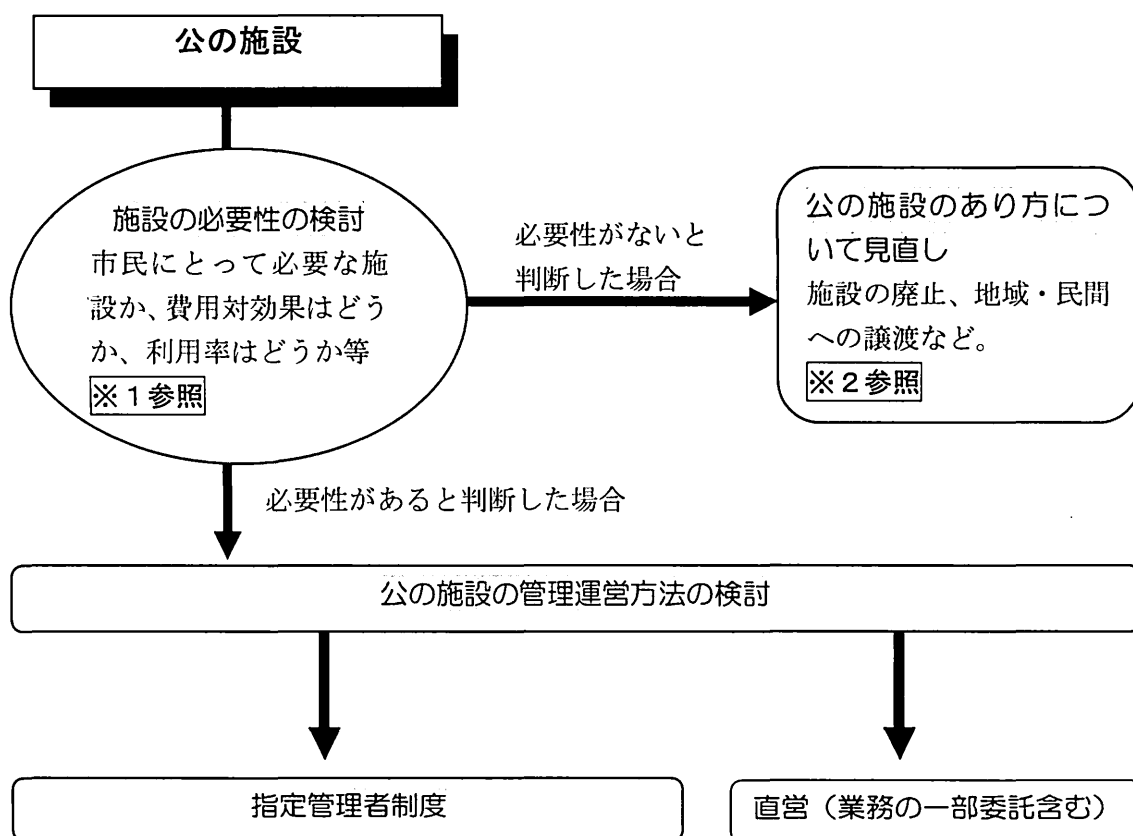
1. 公の施設のあり方についての検討、方針決定

指定管理者制度導入の検討を行う前に、施設の必要性を検討する必要がある。

市民にとって必要な施設か、配置上他の類似施設（民間施設を含む。）と競合していないか、費用対効果はどうか、利用率はどうかなどを総合的に判断し、市が運営する必要があるかを検討する。

状況によっては、施設の廃止、統合、譲渡等の方針を決定する。

(1) 公の施設のあり方についての検討フローチャート



(2) 公の施設の必要性および有効性の検討基準 ※1

① 必要性（市が設置する必要性に関する視点）

- 施設の設置目的が時代、市民ニーズに適合しているか。
業務見直し等により、対応できる見込みのないものは、廃止又は統合を検討する。
- 施設の設置目的や機能が類似した施設が近隣に複数あり、競合していないか。
近隣施設と競合しているうえ、利用の少ないものは、廃止又は統合を検討する。
- 市が管理、運営を行わなければならないだけの公共性があるか。
特定の地域の住民だけを対象にしている施設で、市が設置する必要性が認められないものは、譲渡を検討する。

② 有効性（利用に関する視点）

- 施設の設置目的に沿った利用がなされているか。十分に利用されているか。十分に利用されていても、特定の個人、団体に極端に偏ったものとなっていないか。
利用実態を把握したうえで、譲渡、廃止を検討する。
利用が低調な場合には、その原因を分析したうえで、増加の見込みがなければ、廃止を検討する。利用に大きな偏りがある場合には、譲渡、廃止を検討する。
- 施設の管理運営が硬直化していないか。利用目的に照らして効率的、弾力的に行われているか。
現在の利用条件が、利用向上の阻害要因と認められるものについては、条件の緩和、変更による利用の向上を検討する。
利用条件緩和により、施設の性格が所期の設置目的と乖離するものについては、廃止を検討する。

(3) 公の施設のあり方についての見直し検討 ※2

公の施設のあり方について、以下の区分で見直しを行い、市が設置する必要があると判断した施設について、管理手法について検討を行う。

① 廃止

- ・ 社会経済情勢の変化により、役割を終えたもの
- ・ 税金を投入してサービスを提供することがふさわしくないもの
- ・ 利用率が低下しており、今後も向上の見込みがないもの

② 譲渡（公益法人、民間、有償・無償等）

- ・ 利用者が特定の地域に偏っているもの
- ・ 公共性がなく、民間事業者等が同種のサービスを提供しているもの
(※譲渡方法については「延岡市財産条例」に照らし合わせること)

2. 指定管理者制度導入の判断

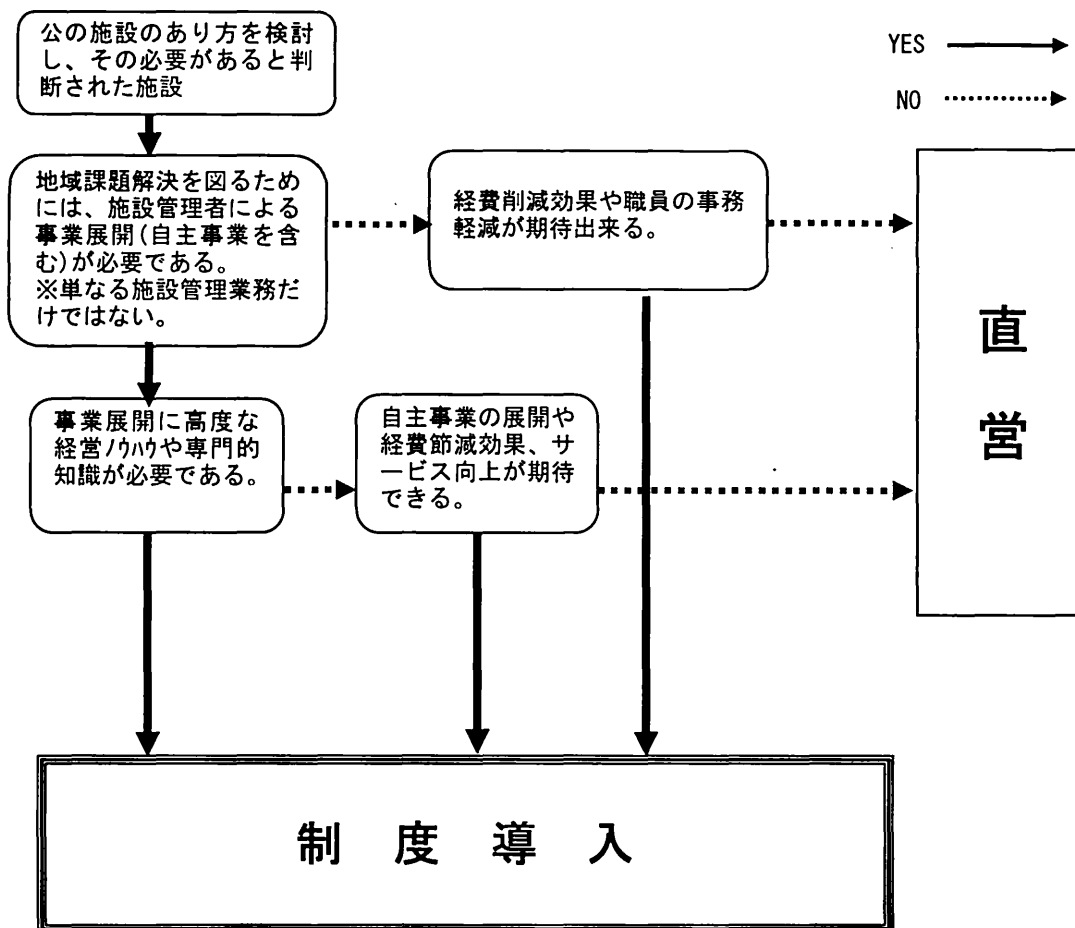
公の施設における指定管理者制度導入については、慎重な検討が必要であり、指定管理者制度を導入することにより、かえって利用者に対するサービスが低下する場合や、管理コストが増加してしまう場合が考えられる。

そこで、制度導入にあたっては、以下に示す「(1) 判断のポイント」及び「(2) 判断フロー」に基づき、各所管課において、管理運営方針を決定する。

(1) 指定管理者制度導入の判断ポイント

指定管理者制度	直 営（業務委託含む）
<p><input type="checkbox"/> 民間参入の可能性がある施設 行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在する場合、民間事業者等が市と同様又は類似施設を設置しており、市の施設が民間と競合している場合。</p> <p><input type="checkbox"/> サービス向上が期待出来る施設 民間ノウハウの活用により、利用者に対する接客や窓口サービス、相談、苦情処理等が質的に向上する場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理運営経費削減が期待できる施設 競争原理の導入、民間ノウハウの活用により、管理運営コストの削減が期待出来る場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の利用促進が期待できる施設 利用料金制の採用とともに、民間ノウハウ（利用時間拡大等）、専門性、事業の企画運営能力を活用することにより、施設の利用促進が期待出来る場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 住民自治意識の向上、地域協働の推進が期待出来る施設 地域団体や NPO 法人による管理運営により、住民自治意識や地域協働意識の向上が期待できる場合。</p>	<p><input type="checkbox"/> 制度導入のメリットがない施設 清掃・メンテナンス等の業務委託で対応でき、施設の管理運営に関し、民間ノウハウの導入の余地が少ない場合、または職員の指導のもと、臨時職員・パート職員で十分対応出来る場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 市の関与が必要な施設 施設で実施する政策的な事業と施設管理業務とを市が一体的に実施した方が効率的・効果的な場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間参入が期待できない施設 行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在しない、民間が参入するメリットがない等、民間参入の可能性が無い場合。</p> <p><input type="checkbox"/> 施設のあり方の再検討 施設のあり方の再検討を行うため、一定の検討期間を確保する目的で直営を維持する必要があるもの（休止、廃止、譲渡）</p>

(2) 指定管理者制度導入の判断フロー



3. 指定管理者制度導入に当たっての基本方針

(1) 募集方法（公募の原則）

制度の趣旨を考えると、公募することにより市場原理がはたらき、より一層のサービス向上やコスト削減が期待される。

従って、指定管理者を選定するにあたっては、原則、公募とする。

ただし、施設の特性、設置目的等により指定管理者が特定できる場合は、非公募とすることができる。

非公募とする場合は、客観性のある理由が必要であり、恣意的にならないよう留意するとともに、議会や住民へ十分な理解が得られるよう努めるものとする。

なお、公募、非公募の判断基準は、次の表のとおりとする。

公 募	非 公 募
<p><input type="checkbox"/> 新規施設に制度を導入する場合 ※ ただし、非公募の判断基準に合致している場合は、その都度、個別に判断。</p> <p><input type="checkbox"/> 「非公募の判断基準」に該当しない場合（他の業務委託契約との整合性を図る観点から）</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の管理運営に対する市のモニタリング結果が不良、若しくは利用者の苦情等が頻繁にある場合 ※ ただし、非公募の判断基準に合致している場合は、その都度、個別に判断。</p> <p><input type="checkbox"/> 施設設置目的を達成するために、他の民間事業者の新たな管理運営ノウハウ等が必要とされる場合 例) 現管理者では、赤字から黒字転換等の収支改善が期待できない場合等</p>	<p><input type="checkbox"/> 地域密着型の施設*1で住民自治意識等の向上、市民や地域との協働の推進等が期待でき、かつその受け皿となるべき団体がその地域に1団体しか存在しない場合 【例】地域コミュニティ施設、市民活動センター等</p> <p><input type="checkbox"/> 専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有する団体を指定することが適切な管理運営に資すると認められる場合 【例】地域医療施設 (夜間急病センター、診療所)</p> <p><input type="checkbox"/> 指定期間中に、市又は指定管理者の都合により指定の取消しをした場合、緊急に指定管理者を指定する必要がある場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他市長が相当の理由があると認める場合</p>

○地域密着型の施設*1：主に地域住民の活動に供する施設

(2) 指定の期間

指定の期間は5年を基本とする。

ただし、高度な専門性や継続性を要し、管理運営ノウハウが求められる施設(本市では地域医療施設【夜間急病センター、診療所】のみ)やモニタリングの評価を通じ、非常に良好な管理運営がなされている施設は5年を超えても可とする。また逆に、指定期間を短くする場合は、市民協働・男女参画課と協議するものとする。

(3) 指定管理料

指定管理料については、業務意欲や士気を低下させない観点から、精算をしないものとする。ただし、新規施設であること等の理由により、管理経費等の把握が難しい場合や、その他精算を行うべき理由のある場合については、この限りではない。

また、精算する場合は、募集の段階で事前に示すこととする。

指定管理料の額については、応募者に基準となる額を示す必要があることから、参考として募集の段階で、過去の管理に要した経費の平均額等を示す。

(4) 利用料金制度の積極的な導入

利用料金制を導入することにより、指定管理者に対しては、経営努力への業務意欲や士気を低下させないことにもなり、行政側においては会計事務の省力化につながる

ることから、施設の性格・設置目的等を踏まえて、積極的に導入の検討を行う。

Ⅲ. 制度導入手続き

1. 条例の整備（制定又は改正）

制度を導入する場合は、各公の施設の所管課(以下「所管課」という。)において、個々の施設条例を制定・改正するものとする。条例に規定すべき事項は下記のとおり。

・ 管理の基準

住民が施設を利用するに当たっての基本的な条件

(休館日、開館時間、使用制限の要件等)

・ 業務の範囲

指定管理者に行わせる業務の具体的な範囲

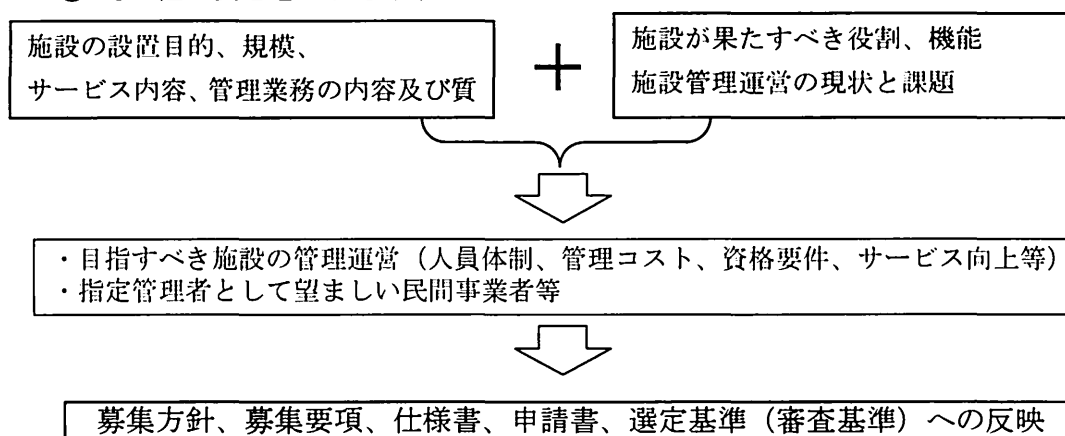
使用許可、施設設備の維持管理等の「施設管理業務」以外に、市の業務として当該施設で実施するソフト事業等を指定管理者に行わせる場合は、その旨を明記するものとする。

2. 選定の手続

(1) 施設に係る管理運営上の課題等の把握

所管課は、制度導入の判断時に検討した以下の事項等について、さらに検討を加え、整理したうえで、制度導入の手続きを進める。

- ① 当該施設の設置目的、規模、サービス内容、管理業務の内容及び質
- ② 政策目標を達成するために当該施設が果たすべき役割、機能
- ③ 当該施設に係る管理運営の現状・課題
- ④ 目指すべき施設の管理運営（人員体制、管理コスト、資格要件、サービス向上等）
- ⑤ 指定管理者として望ましい民間事業者
- ⑥ その他必要と思われる事項



(2) 募集方針の策定・決裁

- ① 「(1) 施設に係る管理運営上の課題等の把握」において整理した事項を踏まえ、募集方針を策定することとし、その内容は以下のとおりとする。

なお、指定期間が満了し、新たに指定管理者を指定する場合についても同様に方針の策定を行うこととする。

- ア 指定管理者制度を導入する施設の名称及び位置
- イ 管理の基準（休館日、利用時間等）の具体的内容
- ウ 施設管理運営と指定管理者募集の基本的な考え方
- エ 指定管理者が行う業務の範囲の具体的内容
- オ 応募資格とその設定理由
- カ 選定方法、選定基準及び配点等（基準の適用判断及びその理由）
- キ 指定の期間
- ク 利用料金制の有無
- ケ 指定管理料の予定額とその積算根拠

② 募集方針は原則施設ごとに策定するが、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と判断できる場合は、一括して方針を策定することができる。

③ 募集方針の決裁は「市長決裁」とし、企画部長、市民協働・男女参画課長に合議を行うこと。

(3) 募集要項・仕様書・申請書等の作成

所管課は、「(2) 募集方針」において策定した事項を踏まえ、募集要項、仕様書、申請書、選定基準を作成する。

(4) 公募に必要な情報提供と準備期間の設定

所管課は、指定管理者の募集にあたって、申請しようとする民間事業者に対しては、募集要項を基本に公平・公正に施設の管理運営に必要な情報を提供するとともに、施設規模の大小や管理業務の難易度等を勘案して、1ヶ月程度の申請書作成のための準備期間を設定する。ただし、緊急な場合についてはこの限りではない。

【情報提供事項（参考）】

基本的には下記に掲げる事項とするが、施設の特性に応じて追加削除すること。

- ① 施設の概要（名称、規模、平面図等）
- ② 施設管理に関する法令等
- ③ 指定管理者が行う業務の範囲（業務仕様書）
- ④ 指定の期間
- ⑤ 応募資格、応募窓口、応募期間、応募方法、説明会の有無
- ⑥ 申請書、事業計画書、その他申請に必要な書類及びその様式
- ⑦ 選定方法、選定基準
- ⑧ 利用料金制の有無、施設管理経費の取扱い

3. 公募しない（非公募）場合の手続き

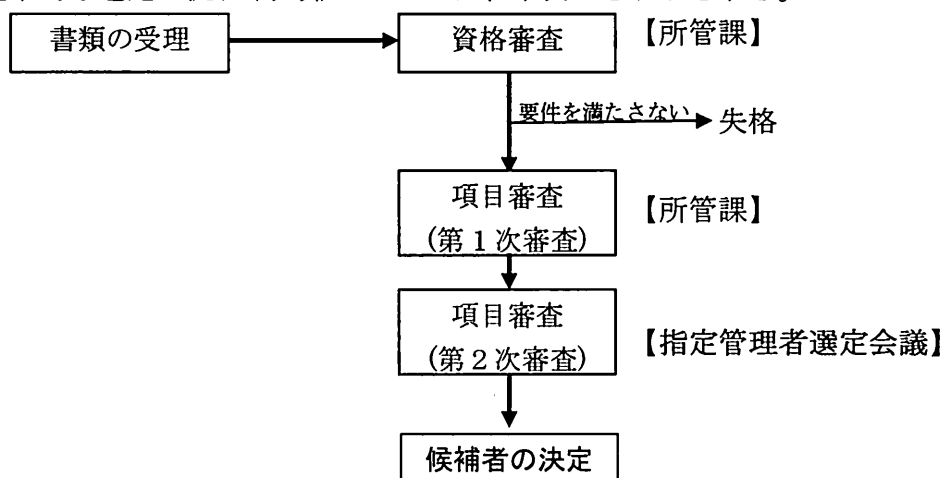
公募せずに特定の団体を候補者として選定する場合においても、公募の場合と同様に、①申請要項（募集要項に変わるもの）及び②仕様書を作成し、当該団体に一定の期間を設けて申請書や事業計画書など申請に必要な書類を提出させるとともに、書類審査等を行い、指定管理者としての適格性を判断することとする。

4. 公募して申請者がいなかった場合の対応

基本的には仕様書の見直し等を検討した上で再公募の手続きをとる。

5. 候補者の選定

基本的な選定の流れ(手順)については、下表のとおりとする。



(1) 申請書類の審査

延岡市指定管理者選定会議(以下「選定会議」という。)は、申請者から受理した申請書類の審査を行い、以下の選定基準に基づき、総合評点方式によって算出された数値を参考に選定会議の協議により候補者を決定する。

①資格審査

申請者から受理した申請関係書類に基づき資格審査を行う。

資格審査は募集要項における資格要件を全て満たすことが必要である。

②項目審査

下記の選定基準により所管課が定めた審査項目に基づき審査を行い、評価に応じて評点を付すものとする。

(2) 審査方法

① 第1次審査（所管課による審査）

各所管課において、必要に応じて申請者のヒアリングを行い、評価を行うものとする。評価は（3）選定の基準の「別表」（P.11～12）に基づき審査する。

評価者は、課長のほか、課長補佐、担当係長、担当者の中から2名、計3名とし、審査基準について各評価者が評点を付し、平均集計を行った後、所管課として候補者を決定するものとし、選定会議に選定理由を付して提出する。

②第2次審査（指定管理者選定会議）

選定会議において、各所管課における審査経過、審査内容及び選定理由の説明を受け、所管課の候補者の決定に関し審査を行った後、選定会議として候補者を決定する。

(3)選定の基準

公の施設の種別に関わらず、以下の事項を共通の選定基準とする。

なお、「Ⅲ. 2-(1) 施設に係る管理運営上の課題等の把握」において整理した事項を踏まえ、必要により施設毎の特性に応じた事項を追加するものとする。

【選定基準（共通事項）】

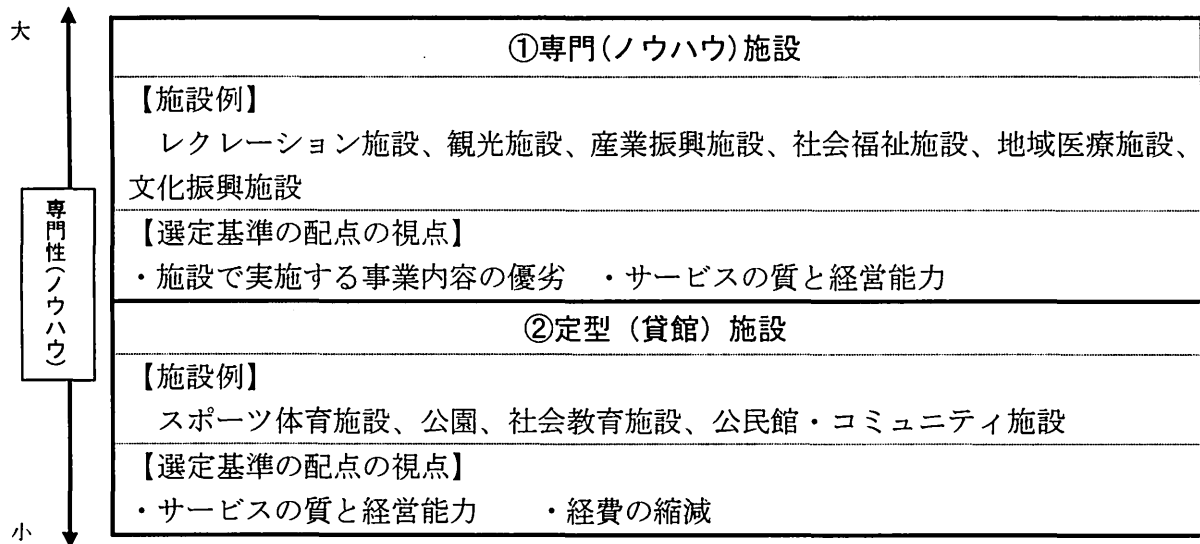
- ① 市民の平等な利用が確保されること。
- ② 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画の内容が、管理経費の縮減を図られるものであること。
- ④ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

これらの選定基準について、「施設管理業務の専門性*」の視点により、下記のとおり2つに分類し、施設の特性に応じたそれぞれの基準毎の配点とする。

施設の特性に応じた基準毎の配点は次項（P11～12）のとおり。

*専門性（ノウハウ）の視点

業務の定型性（貸館業務等）、技術性、ソフト事業の企画実施ノウハウの有無等



【選定基準及び配点の設定に係る留意事項】

- 共通事項の4つの基準については、必ず設定すること。
- 候補者選定の要件として、「採点合計が総配点の100分の60以上を満たすこと」を目安とする。

【指定管理者候補者選定基準（①専門ノウハウ施設）例示】

選定基準	審査基準	配点	評点
①市民の平等な利用が確保されること	関係する法律、条例等に基づく施設の管理運営方針や基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	
	情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	5	
	小計①	10	
②事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 (施設条例等の趣旨に沿っているか。)	10	
	自主事業計画書の内容は適切か。 (自主事業を行わせない場合は「60%の得点」とする)	10	
	利用者に対するサービス向上は適切か。 (提案がなされているか)	5	
	利用者の満足度や要望の把握及びその実現策は適切か。	5	
	小計②	30	
③事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	総合的に、収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	10	
	経費節減のための方策は適切か。	5	
	その他の管理経費の設定に無理はないか。	5	
	小計③	20	
④事業計画に沿った管理を安定的に行う能力を有していること	法人等の経営状況に問題はないか。	10	
	施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	20	
	施設管理を安定的に行う能力を期待することが出来るか。	10	
	小計④	40	
※所管課の意見			
総合評点（①+②+③+④）		100	

※必要な場合は、所管課で必要な基準を追加することができる。

【採点基準(5点満点)】 5点 優れている、4点 やや優れている、3点 ふつう、2点 やや劣る、1点 劣る

【採点基準(10点満点)】 10点 優れている、8点 やや優れている、6点 ふつう、4点 やや劣る、2点 劣る

【採点基準(20点満点)】 20点 優れている、16点 やや優れている、12点 ふつう、8点 やや劣る、4点 劣る

【指定管理者候補者選定基準（②定型貸館施設）例示】

選定基準	審査基準	配点	評点
①市民の平等な利用が確保されること	関係する法律、条例等に基づく施設の管理運営方針や基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	
	情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	5	
	小計①	10	
②事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の管理業務に対する基本方針は適切か。 (施設条例等の趣旨に沿っているか。)	5	
	自主事業計画書の内容は適切か。 (自主事業を行わせない場合は「60%の得点」とする)	5	
	利用者に対するサービス向上は適切か。 (提案がなされているか)	5	
	利用者の満足度や要望の把握及びその実現策は適切か。	5	
	小計②	20	
③事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	総合的に、収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	20	
	経費節減のための方策は適切か。	10	
	その他の管理経費の設定に無理はないか。	10	
	小計③	40	
④事業計画に沿った管理を安定的に行う能力を有していること	法人等の経営状況に問題はないか。	10	
	施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	10	
	施設管理を安定的に行う能力を期待することが出来るか。	10	
	小計④	30	
※所管課の意見			
総合評点（①+②+③+④）		100	

※必要な場合は、所管課で必要な基準を追加することができる。

【採点基準(5点満点)】 5点 優れている、4点 やや優れている、3点 ふつう、2点 やや劣る、1点 劣る

【採点基準(10点満点)】 10点 優れている、8点 やや優れている、6点 ふつう、4点 やや劣る、2点 劣る

【採点基準(20点満点)】 20点 優れている、16点 やや優れている、12点 ふつう、8点 やや劣る、4点 劣る

(4) 指定管理者選定会議の設置・・・〔詳細は「指定管理者選定会議設置要綱」参照〕

① 設置の目的・会議の役割

選定の公平性、選定過程の透明性の確保及び全庁的な調整の観点から、庁内に選定会議を設置する。

会議は、団体からの申請内容について所管課が事前に審査を行った結果をもとに、選定基準に照らして総合的に評価し、指定管理者の候補者を選定するものとする。

② 組織

会議の委員は、副市長、企画部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、都市建設部長、北方町総合支所長、北浦町総合支所長、北川町総合支所長、上下水道局長、及び教育部長をもって組織し、必要があるときは、外部の学識経験者や公認会計士等の専門家を会議に出席させその意見を聴くことができる。

(5) 選定結果の通知及び情報の公開

指定管理者選定会議の選定結果を受けて、所管課は指定管理者の候補者の決定について、市長への報告（決裁）を行う。

また、選定結果を申請のあった団体全てに通知するとともに、候補者に対しては、議会の議決を経て指定管理者に指定する旨を通知する。

なお、非公募で指定を行う場合にも、同様の通知をする。

また、透明性の確保の観点から、以下の事項についてホームページ等で公開し、市民に周知を図る。

- ① 施設名 ② 選定団体名 ③ 募集方法 ④ 指定の期間 ⑤ 選定理由

(6) 指定の議決と通知、公告

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないこととされている。

従って、指定管理者指定の議決時期については、その後の業務引継ぎ、協定書の締結に係る協議等の期間を考慮し、指定の議決を行う。

【議決すべき事項】

- ① 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
② 指定管理者となる団体の名称
③ 指定の期間

また、指定の議決後、指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に通知するとともに、「延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例」により文書にて公告する。

6. 協定の締結

指定管理者の指定後、管理に係る細目的事項、本市が支払うべき指定管理料の額等を定めるため、本市と指定管理者で協定を締結する。

また、指定期間内における全体的事項については「基本協定」で定め、指定管理料の金額及びその支払時期並びに年度毎に特に定めておくべき事項については、「年度協定」で締結する。

基本協定の締結に当たって特に明示すべき事項は主に以下のものとする。

- ア 指定管理者に管理させる施設、管理業務の内容
- イ 報告書の作成、提出
- ウ 調査、監督、監査
- エ 指定期間、指定管理料（委託費）の額、支払い方法
- オ 利用料金、物品の帰属
- カ 施設等の原形変更の承認、原状回復
- キ 損害賠償、非常事態時の対応、リスク分担
- ク 管理業務の一括委託等の禁止、権利譲渡の禁止
- ケ 指定の取り消し、管理業務の停止
- コ 秘密の保持、個人情報の保護、情報の公開
- サ 文書等の保存、管理業務の引継ぎ

※ 引継ぎは、安定的な運営を図るため、十分な期間を設ける必要がある。

シ その他、施設の規模、設置目的、費用の区分により必要な事項

7. 事業報告（業務・経理状況の報告、実地調査等）

地方自治法第244条の2第7項の規定により、指定管理者は毎年度終了後、管理業務に係る事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなければならないため、以下のとおり取り扱う。

（1）提出時期

毎翌年5月31日までに於いて所管課の課長が指定する日とする。

（2）提出内容（参考）

- ① 当該年度の管理業務の実施状況報告書
- ② 当該年度の管理に係る収支決算書
- ③ 当該年度の団体の経営状況を説明する書類

（3）提出先

所管課

（4）事業報告書受理後の取り扱い

内容を精査した上、所管課の課長まで供覧し、必要に応じて業務内容に関する指導・調査・指示等を行う。

8. モニタリング（管理運営のチェック）

（1）モニタリングとは

指定管理者制度では、複数年度にわたり施設の管理を民間事業者等に委ねることから、指定期間中の適正な管理を確保するため、指定管理者に毎年度終了後に事業報告書を提出させるほか、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行い、指示に従わないとき等には指定の取消し等を行うことができるようになっている。

公の施設について、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどの監視に加え、現地調査、管理運営状況の評価を行い、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行う。

この一連の流れを「モニタリング」という。

モニタリングは市のみが実施するものではなく、指定管理者自ら行うものでもある。

モニタリングの手法は、施設の規模や形態によって異なるため、ここでは、現時点において、考えられるモニタリングの方法を示す。

所管課において、以下の方法を参考にしながら、適宜省略したり、追加するなどして、最適の手法を施設の規模や形態に応じて構築する。

（2）モニタリングの方法

① 指定管理者によるモニタリング

（i）業務報告書（月報）の作成・提出

市と指定管理者の協議に基づき、実施した事業の内容及び実績、また事故防止の観点から施設の安全点検業務報告等を記載した月報も可能な限り作成し、市に報告する。

（ii）利用者アンケートの実施

施設の形態や利用形態に応じ、所管課と協議の上、実施する。

a. 調査方法

意見箱の常設、利用者への直接面談、利用者への郵送 等々

b. 調査項目

施設管理状況、利用条件、職員対応、催し・自主事業等

c. 調査結果の取扱い

調査終了後、速やかにその対応状況とともに市に報告する。

（iii）苦情・事故等の対応

利用者等から指定管理者に寄せられた苦情、意見等については、その対応状況とともに市に報告する。

事故が発生した場合には速やかに市に報告する。

② 市によるモニタリング

(i) 各種報告書の点検

指定管理者から提出される報告書の内容について点検を行う。

(ii) 実地調査等(随時)

各種報告書の点検の内容に疑義等が生じた場合は、実態を把握するために実地調査等により確認を行い、必要に応じ指定管理者に対し、改善指導等を行う。

(iii) 苦情・事故等の対応

市に直接寄せられた苦情、意見等については、必要に応じて実地調査等により確認を行ったうえで、指定管理者に改善等の措置を求める。

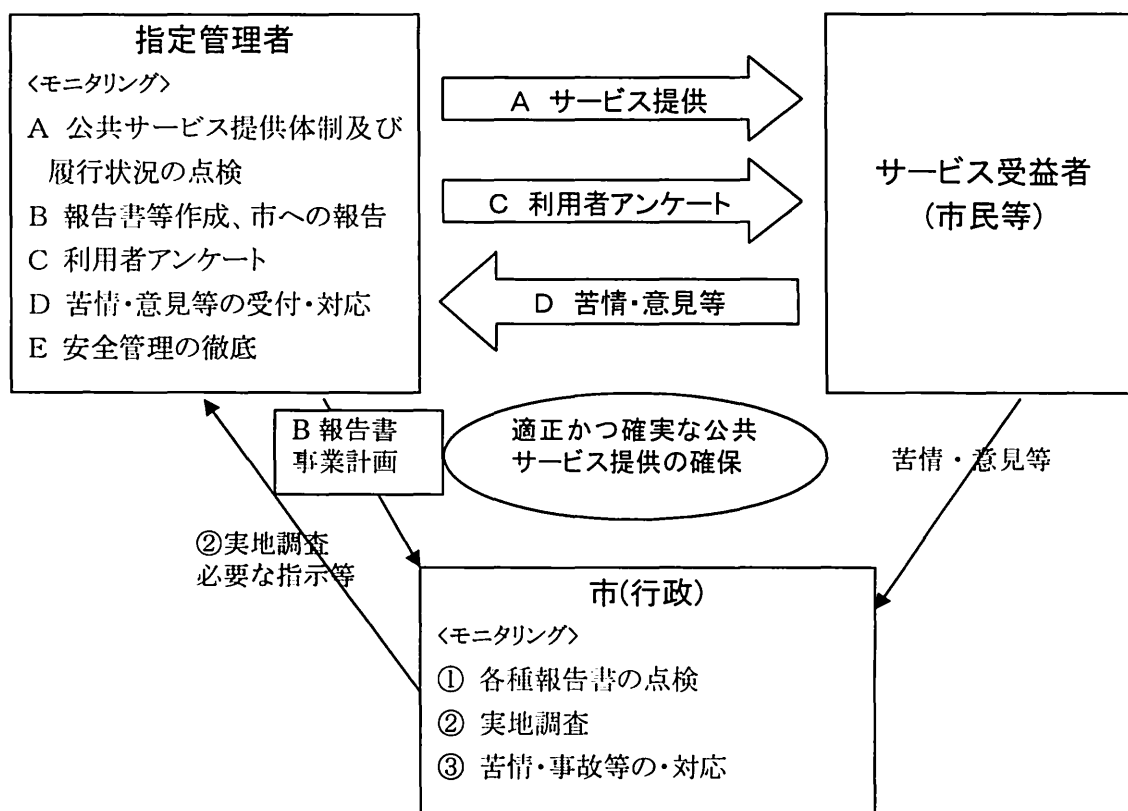
施設において事故が発生した場合には、速やかに必要な対応をとること。

(3) 評価および検証について

日々のモニタリング結果に基づき、指定期間中、適切なサービスが提供されていたか総括する評価を行う。

得られた評価を踏まえて、再度検証を行い、住民サービスの向上に努める。

【参考】モニタリングのイメージ図



9. 指定の取消し・管理業務の停止

地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができることされており、以下の事由等に該当する場合は、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

- ① 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- ② 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき
- ③ 条例、条例施行規則又は協定に定める規定に違反したとき
- ④ 申込資格を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 団体の経営状況悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき
- ⑦ 仕様書どおりの管理業務が行われないうとき

また、処分を行う際には、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等の観点から、所管課において、以下の点について検討し、公平・適切な処分を行う。

- ① 取消等の処分の要否
- ② 処分の程度（指定取消し、業務全部停止、業務一部停止）
- ③ 処分の時期
- ④ 処分を行った後の施設の管理方法等

IV. 導入に向けた基本的な流れと年間スケジュール(参考：公募の場合)

